

藝文

第拾參年第二號

類聚名義抄に就いて (一)

岡田 希雄

(75)

寛平年中に藤原佐世が宇多天皇の勅を奉じて撰進したところの日本國見在書目錄を見ると、其の小學家の部に支那で出來た韻書や辭書が随分夥しく擧げられて居るのであるが、小學家部以外の部にも毛詩音義、禮記音論語音史記音、史記音義、漢書音、漢書音義、莊子音義、范漢音訓、本草音義など、云ふ音義物がかなり澤山あげられてゐる。であるから當時はこれらの書籍が存在して居た事が直ぐ想像せられるが、同時にまた、これらの書籍の全部とは云へない迄も、其の幾分かは必ず奈良朝の頃から既にわが國に渡つて來て居たとであらう、しかも見在書目錄に記載せられてあるもの

は貞觀十七年正月廿八日の冷然院炎上の際に灰燼となるのを免れた焼け残りの書籍に過ぎないのだから、或ひは奈良朝の末頃から渡來して居つたものにはこの目錄に見えて居ないものまでもあつたかも知れぬ、又冷然院の書庫とともに焼失してしまつた書籍と同じ種類のもので、他の指紳家の書庫中に悉なく殘存して居つたものも少からずあつたに相違ない」と云ふ風にも考へられる。そして又一方では唐の慧琳や玄應などの一切經音義のやうな内典の意義物も相當に流布して居つた事であらうから、玄應の一切經音義は新撰字鏡の序にも見えて居る、平安朝の初期から中期頃へかけての時代にはこの種の韻書や辭書が存外多種多様に存して居つて學徒や一般の人から重寶がられて居つたのであらうと想像をしても大差は無いであらう。では日本人の著述にはこの種のもが無かつたのかと云ふと必しもさうでは無い。内典の音義物類、内典の音義物の中での古いものは奈良朝頃の華嚴經音義疏二卷と平安朝中期の大概若經音義一卷石山寺藏とであらう、や日本紀私記などのやうなものは除いて韻書や廣義の辭書(但し國語の辭書は除く)で寛平前後の頃までに出來たものにどのやうな物があるかと數へて見ると、著者不詳の楊氏漢語抄、弘法大師の篆隸萬象名義、出雲連廣貞等の大同類聚方、菅原是善卿の東宮切韻及び大醫博士深根輔仁の

本草和名また和名本
草とも云ふなど、云ふ書籍があつたのである。しかし乍らこの五部の書籍も
楊氏漢語抄は和名抄の序に「然猶養老所傳總十部」とあることが若し眞ならば奈良朝
もかなり初期の著述となるし、但し漢語抄を養老頃の古
書とするのは疑はしい明かに平安朝期のもものと判つて居る
残りの四書も大同類聚方百卷や東宮切韻二十卷又二十三卷
とも云ふは夙く亡びて傳はらない、
又本草和名は幸ひ今日にも残つて居るが和名抄の所謂延喜所撰藥種只一端であつ
て内容が極めて偏して居る上に卷數もわづか二卷で量が少いから大して重要視し
なくともよい程のものである。大師が弘仁のはじめ頃に作られた篆隸萬象名義は
三十卷八百餘紙もある、かなり大部なものだが、これは又名の示す通りに篆隸體の文
字の字書であつて和訓も注して無いが上に、流布も極めて稀れであるから國語學上
では大した價值のあるものでも無い。このほかなほ時代がはるか後になると、續本
朝文粹の著者藤原季綱後冷泉天皇
御代頃の人の著述と云はれて居る季綱切韻もあつたのだがこ
れも今では逸書である。要するにかやうな次第であるから右の數書の如きは何れ
も國語學上貢獻すること大であるとは云ひ難いのだが、こゝに平安朝の初期に出來
たものとは云へないが、中期末期時代に出來たらしい四部の辭書が幸ひにも完全に
傳つて居ることは望外の喜びと云はねばなるまい。其の四部の辭書を云ふのは他

でもない、僧昌住が昌泰年中に完成した新撰字鏡、精確な年代は判らないが、朱雀天皇の承平の頃（狩谷棹麿の説による）に源順朝臣が醍醐天皇第四皇女勤子内親王の令旨により撰進した和名類聚抄、平安朝も押し詰つた治承の頃橘忠兼が編纂した伊呂波字類抄及び作者も時代もはつきりはしないが大體平安朝末期ぐらゐに出来たものであらうと思はれる類聚名義抄の四部を指すのであるが、この四部の書は等しく辭書とは云ふものゝそれゝ獨特の面目を具へて居て同じやうでは無い。まづ新撰字鏡は漢字を偏傍によりて分類し更に四聲によつて分ち、これに音ならびに訓を施したもののだが訓よりも漢文の注文の多いのを見れば、著者の本意は訓よりも寧ろ音義の方に餘計力瘤を入れるにあつたらしい。次に和名抄は新撰字鏡とは全然組織を異にし漢語を部及び類によつて細別し音訓義を注して居る分類體辭書であつて大體に於いて百科辭書の面影があると云へる。又伊呂波字類抄になると其の書名からでも想像出来るやうに、國語や當時行はれて居た漢語を伊呂波順に集めた伊呂波引辭書であるから、同時にまた部門による分類法も併用して居るとは云へ和名抄に比して大分體裁を異にして居る。さて最後の類聚名義抄であるがこの書は新撰字鏡と同じく偏傍によつて漢字を分類したもののだから新撰字鏡と同類であると云つて差支へ無

いやうなもの、精しく二書を比較して見ると新撰字鏡が訓よりも義の方に力を注ぎ、不注意に見ると玉篇などと同じく支那で出来た辭書と見ちがへられ易いのに反し、名義抄は専ら和訓に力を入れて居り、とこ迄も漢和辭書の面目あざやかであり、且つこれには新撰字鏡のやうに四聲を標準として文字を分類することが無いのだから、この點から云ふても矢張り二書は全く同じ組織のものとは云へない、さればまづ――新撰字鏡對名義抄の關係は和名抄對伊呂波字類抄の關係の如きものがあると言つてよからう。

兎に角この四部の辭書は右の通りに各々特色を有して居つて國語學史上では平安朝期に於いては、丁度平安朝物語類中に於ける宇津保、落窪、源氏、狹衣の四物語のやうな地位を占めて居り極めて重要なものだが、就中今こゝに述べやうとする名義抄は他の三書の何れとも比較にならない程訓が豊富で詳しくあり、従つて古語を傳へて居ることも四書中の随一であると言ふ點に於いて、又字體から云つても正俗通の三體に加ふるに異體のものまで擧げて居るのが多く、爲めに萬葉集其の他の古書の子體を調べる上に大層役にたつと云ふ點に於いて、國語學史上大いに注意を拂はなければならぬものだが、其の著者なり時代なりが明瞭で無いのは頗る遺憾である

と云はねばならぬ。他の三書はそれ〴〵著者の自序があつて其の出来た時代は大體判つて居るが——もとより和名抄には廣略二本あつて其の廣本即ち二十卷本はいつ頃出来たかと云ふことや、十卷本伊呂波字類抄が或ひは拾芥抄の著者洞院實熙公の増補したものでは無からうかと云ふやうな疑ひはあるがそれはそれとして、——名義抄だけが時代も著者もはつきりしない爲めにこれを國語學上の研究材料として使用するのにも始終幾分かうしろめたい心持に囚はれながら使用せねばならないのは極めて煩はしい事である。尤も菅原是善卿の著述ではあるまいか、多分十中八九までさうであらうと云ふやうな伴信友翁の説もあつて、その説を認める學者もある事はあるのだがそれも根據が薄弱であつて信用が出来さうにも無い。こんな具合に其の著者時代が知れない事は名義抄に取つては大層惜しいことであるから、此の點を多少なりとも闡明したく考へて自分は聊か取調べをなし、まづ國語學書目解題に見えて居る二先哲の説を吟味し更に改訂箋注和名抄訓纂をたよりにして和名抄の訓と名義抄の訓とを比較しはじめたところ、始めてこの二書の間に密接な關係即ち親子關係の存することを見出したのであつたが、この時になつてから漸く念の爲めに座右の箋注和名抄の説を検して、こんなことは既に狩谷棧齊翁が云つて

居られるのに氣づき、更に又國語學小史の注意により木村正辭博士もかゝる説を述べて居られる事を知り自分の考への先哲の云ふところと暗合したのに微笑をもらしたのであつたが、よしや暗合にしろ既に先哲も注意して居られることを今更事新しく書き立てるのもいかゞはしい事とは思ふが、しかし校齊翁にしても、又其の説を襲はれたらしい木村博士にしても單に結論を挙げられたゞけであつて證據を示して居られないのだから、結論の暗合はともかくも、考證の過程までも暗合するかどうかは疑問であるが上に、この二先哲の云ひ漏らされた點も無いでは無いと考へられるのでそれらの事を記して見たくて、おほけ無きわざとは知り、つゝも筆をとるのである。だから單に先哲の説を消極的に否定するか肯定するかのどちらかに過ぎないのであつて別に積極的に新説を立てようとするのでは無いから、屋上屋を架する無用の業なりと云ふ謗りを受けても致し方も無い。

二

江戸時代の初めに文運復興してからこのかた從來いたづらに埋もれて居た貴重な古書が舊い寺社から出たり、又堂上家の所謂秘書が其の筐底から明るみへ持ち出

されて世間に紹介せられたものゝ數は夥しいものであつたが、國語學國文學に關係の深い辭書も、漢字の辭書に就いて特に注意する價のある三三のものを舉げると、時代はずつと下るが天保十三年には伊呂波字類抄の三卷本が黒川春村翁の手により掘り出され、安政元年には鈴鹿連胤翁の盡力で天治本新撰字鏡全部十二卷が世に現はれて學者をして驚喜せしめたのであつた。そして類聚名義抄の紹介は三卷本伊呂波字類抄や天治本新撰字鏡の紹介よりは少しばかり前であつて、それは文化十癸酉の年であつた。當時何がな珍書を——と鶴の目の鷹の目で探して居られた伴信友翁はこの年洛南敦王護國寺、俗にいふ東寺の塔頭觀智院にこの珍らしい古書を秘藏して居る事を耳にせられて、早速多分翁に親しかつた人であらうが津田葛根、興田吉従と云ふ二人を介して院主に懇請して苦心の末首尾よく目的を達して影寫の業を卒へられたのである。かくてこの時以來、斯書有因緣、不得廣播於人間」とまで頑固に秘せられて居た珍書も漸く人間に流布するに至り、世の學者皆翁の餘澤を被むることゝなつたのである。そして其の後引き續き西念寺本、遠成院本の二零本も翁の手により校合用に供せられ、信友翁が屋代輪池翁所藏の西念寺本を借りて校合せられたのは文化十二乙亥の年である。當京都大學國語學研究室所藏の仲氏校本に文政乙亥年七月とあるのは文化十二年の誤りであることは云ふまでも無い。又、翁が其の校合本に解題を書かれる際にはまだ見るを果され無かつた

高山寺本ものちには翁の藏弄となつたのである。

さて名義抄にはこのやうに數本あるのだが其の中高山寺本は信友翁の舊藏本がこちらの大學圖書館にあるのだが今一寸見られないし、又翁が云つて居られる醍醐理性院所藏の本と云ふのも今在るかどうかさへ知らぬ、西念寺本も蓮成院本も何れも殘闕本であるから、完本にしてしかも著者の自筆草本を寫したと云ふ本の轉寫本と云ふ奥書のある、由緒正しき觀智院本に及ばないことの遠いのは云ふまでもない。であるから今名義抄の事を取調べるに際しては當然觀智院本の原本によらなければならぬのだが、幸ひ其の原本は京都の博物館にあつて何時でも閱讀が出來るとは云ひながら、何分國寶のことゝて手續が面倒でさう自由にはならないので、自分吉澤先生の御寄折で一通り査べるこゝが出来たさし當り國語國文學研究室所藏の本、即ち信友翁が觀智院本を底本として蓮成院本や西念寺本で校合を加へられた赤堀氏の國語學書目解題に謂ふところの伴氏校本を専ら使用したが、この本は弘化丁未年冬に神谷克楨と云ふ人が謄寫したのを更に近頃寫した新しい寫本であつて誤寫もあるので、傍ら吉澤先生に御願ひして東京上野の圖書館から借りていたゞいた、大御學都可佐文庫と云ふ二寸四方位の正方形朱印の捺してある本を參照した。但しこの本は伴氏校本でないから翁の

解題も添はつてない。さてこのやうな本によりて調べたのだが考證の材料に供するやうなところは原本に當つて見たのであるから其の點はまづ確かである。

類聚名義抄に就いて (二)

岡田 希雄

三

さて類聚名義抄は何時誰が著はしたものであらうか。誰が著述したかと云ふことが判りさへすれば、假令其の人がさう世間に知られて居ない人であつても、何かの手裏から大體何時頃のものかと云ふ見當位はつく。まして其れが有名な人であるならば時代を知ることは一層容易である。但し其の逆に名義抄の出来た時代は大體判明しても著者の事までも判るとは限らない。大抵其のやうな場合の推量は單に無用のあて推量に終りがちのものである。であるから自分は名義抄の著はされた時代に就いては出来るだけ精しく知らうとするが然し強ひて著者までも知らうとは望まない、唯時代さへ判れば其れだけでもう充分であると考へて居る。しかも時代を知ると云ふ事もかなりに骨の折れる仕事でなければならぬ。但し時代の考證となると大體のところまでは過ぎつけられるから著者を知るのに比ぶればはる

かに容易である。

名義抄の時代に關する先哲の説には大體三説あるやうだ。其の一は伴信友翁の説で二は小山田與清翁の説であり又其の三は狩谷棧齋翁や木村正辭博士の説である。順序として信友翁の説から一應吟味してかゝり漸次他の二説の批評に移らう。信友翁の精しい説は文政三年十一月に出來て翁の校合せられた所謂伴氏校本名義抄の卷頭に添へられたものであつて赤堀又次郎氏の國語學書目解題にも全部轉載せられてある。

信友翁の説は名義抄の著者は菅原是善卿であらうと云ふのであるが翁がかく考へられるやうになつた原因を調べて見ると其れは西念寺本名義抄に「此書全部十一冊者菅原是善卿丞相之父而我朝之古書也」と書いてあり又淨土真宗の經疏である鍬字篇が本書を引用してこれは是善卿述作の字書であると云つて居る所へもつて行つて眞言宗の僧が二人までも其の宗門の密經疏中に此の書が引用せられてありそこにも是善卿の著述だと注してあると云つて是善卿説を認めて居る事が最も有力な原因である。そして「不知果然否」と云つて居られるところを見ると翁も此の説をば全く信じきつてしまはれた譯でもあるまいと思はれるのにそれでも此の説を助ける

が爲めに傍證を擧げるのに努め、且つ一方では其の神樂歌考全集本第五卷二六三頁で類聚名義抄を引用して「是善卿撰」と割注して居られる位だから、翁は十中八九までは是善卿の著述だと考へ込んで居られたものと見て差支へは無いであらう。

それは暫くさし置き名義抄は善卿著述説に就いて翁の擧げられた傍證を數へて見ると次の三條がある。

(一) 菅公の父君であり文章博士から累進して參議刑部卿勘解由長官となられた是善卿は當代に於いては比肩する者ない程の大學者であつて三代實錄に據ると都朝臣良香などと共に文德實錄を編纂した外に自ら東宮切韻二十卷、銀勝翰律(翰字原本翰に作る、本朝書籍目錄により翰に改む)十卷、集韻律詩十卷、會分類集七十卷等を撰し又別に家集十卷の著述があつたこと、

(二) 和名類聚抄に引用してある東宮切韻の訓と名義抄の訓とが一致すること、

(三) 字鏡集の跋文に、朱點の施してある訓は東宮切韻に見えたものと云つて居るが、しかも名義抄も亦訓に朱點を施して居るからこの東宮切韻と名義抄との間に何か關係がありさうに思はれるのに、剩へその東宮切韻によつたと云ふ字鏡集と名義抄とは訓が十の七八までも一致すること、

尤も右の中(一)の如きは翁の考へでは或ひは傍證のつもりで書かれたのでは無いかも知れないが(二)(三)の傍證と並んで居ることでもあるから自分はこれをも傍證の一つと認めやうとするのである。そして自分が(一)を傍證と數へるのが翁の本意で無いにしても、元來傍證と云ふものは少い目に見るよりは多く見る方が、これを批評する者の側から云つても安全であるから自分は(一)をも傍證の一つに勘定したのである。

次にこの三傍證の批評であるがまづ(一)は今云つたやうな具合であるからこれを批評するのは恰も的無きに矢を放つやうな心地がして極めてたより無い話だが、今翁がこれをも傍證とせられたものとして考へると、これは決して有力な傍證では無いと斷言出来る。と云ふのは或る人がいくら博學能文であつて多種多様な著述をしたところで、だから此の人はこんな書物も書きさうだと論じ、著者も時代も未詳の書をとらへて其の人の著述だと見なしてしまふのは極めて不自然な論法であるからである。又翁は名義抄の慈念の奥書に、此書以作者自筆草本書寫之間云々とある事や、其の序文の極めて拙劣であつて卿のやうな大學者の文とするのには餘りにふさはしくないと云ふ事を理由として、名義抄は著者の草稿だとしてかくてこの事を

卿は結びつけて名義抄は卿の會分類聚集（これは三代實錄に會分類集とあるものである。翁はそれをば勝手に會分類聚集と改めてしまはれたのである。そして其の理由は、按三代實錄見本無聚字今從本朝書籍目錄とあるのを見れば、本朝書籍目錄には會分類聚集とあるので三代實錄に會分類集とあるのを捨て、本朝書籍目錄の方を採用したと云ふらしい。然るに本朝書籍目錄は自分の檢する事を得たところの群書類從本以下二種の版本、五種の寫本何れも大學圖書館所藏には皆會分類聚とあつて會分類集とあるのは一つもない、唯一つ寛文十一年正月長尾平兵衛開版の本に聚字の傍に集とあるのみである、まして會分類聚集とあるのは無い。だが翁は古書を澤山見られた人だから或ひは會分類聚集とある本を見られたかも知れぬ。又考へて見るに寛文版本に聚字一本に集とありと校異が示してあるものをば誤解して一本には聚字の下に集字があつたのだと考へられたのかも知れぬ。穿ちすぎた考へ方だが、翁は自分の所説を助けると云ふ如き考へで何か爲めにするところがあつて勝手にかく名を變更せられたとも見られぬ事も無い。そして翁にはこの辨がよゝあつた。併し三代實錄に會分類集とあるのだから改稱などの餘計な事をせず、大日本史後三の如く素直に正史に従つてよからう。但し本朝書籍目錄も誤りではない、蓋し集聚は通用するのだから、の草

稿ではあるまいかと想像し

是善卿所撰有會文類聚集七十卷蓋本書脫稿之後所題乎其卷數不同者分合之異耳姑記管見以備後考

と云つて居られるがこれは又甚だいはれの無いことゝ云はねばならぬ。かゝる説は是善卿説の本證や傍證を否定すれば自然と崩れ行く事であるから特に今急いで駁するにも及ばないのだが事の因みに一寸言及して見るのに先づ本書の序文の拙い事が草稿であるが爲めであるかどうかの問題は解決を暫く後に譲り今果して名義抄が會分類集の草稿かどうかと云ふ事だけを考へて見ると翁の押し當ての頗る亂暴である事を知るのである。一體會分類集は今日では全く亡びてしまつて居て其の面影の斷片すら覗へない位なのにどうして名義抄が會分類集の草稿だと云へよう、せめて會分類集の斷片でも残つて居て其れが名義抄とよく似て居ると云ふやうな事でもあるならば幾らか理窟も通らんでは無いが、そのやうな事も無いのに翁のやうな推測の出来る筈が無い。又會分類集は七十卷もあつたと云ふが名義抄は見る通りに僅かに十冊其の卷數の多寡の差異が餘りに甚しいでは無からうか。卷數の多寡から直ぐに書籍の量までも推測するのは大抵當りはするものゝ又當らぬ

ことも無いでは無いから少し警戒を要するが、然し今の場合ではいくら最負目に讓步して考へて見るにしても、現在の名義抄を更に分冊してこれを七十卷にしたとは逆も考へられない。又名義抄を増補して會分類集七十卷を得たのではあるまいかと云ふ疑ひも生じ得るがこれもいくら増益したところで、現在の量の倍になる位が關の山であらうと云ふことは別に深く考へるまでも無く常識的に想像出来るから、名義抄を増補して會分類集を得たのだと云へる筈がない。しかも名義抄は誰が見たつてこれだけで既にまとまつた一部の字書であつて、量から云つても新撰字鏡に匹敵し得るものであつてこれ以上増補するにも及ばないと考へるが至當である。要するに名義抄は會分類集の草稿であらうとは到底考へられない。いはむや會分類集は本朝書籍目録では類聚家の類に收められ群籍要覽四(一本作三十卷、祕府畧千卷、文鏡祕府論三卷、本朝文粹續本朝文粹各十四卷)正の文粹は現在十四卷ある。そして目録の中には二十卷と注して居るものもある、朝野群載三十卷、類聚集十卷など云ふ書籍と並んで載せられて居るのでは無いか。群籍要覽、類聚集の二書は多分亡逸してしまつたものだらう、今日傳はつて居ると事ふ事は聞かないが文鏡祕府論、正續本朝文粹、朝野群載の四書は今日にも傳はつて居り、祕府畧千卷も幸ひ其の中の一二卷

はなほ殘存して居るのだが、其のやうな今日でも殘つて居る書籍の内容や群籍要覽、類聚集と云ふやうな書名から推し考へて、本朝書籍目錄に類聚家と云つて居るのは所謂類書の部門を意味して居るのであるとが明かになり、従うて是善卿の會分類集も祕府畧文鏡祕府論、正續本朝文粹、朝野群載などゝ似たり寄つたりの書であつて、決して名義抄や東宮切韻のやうな字書や韻書の類で無かつたことが判るから、名義抄が東宮切韻の草稿であつたのではあるまいかと想像するならばまだ無理もないと云へるが會分類集の草稿であつたのであらうと云ふことは飛んでも無い方角違ひの當推量である事が斷言出来る。恐くは會分類集は其の名から察するに多種多様の漢文を類別したものであつて、正續本朝文粹や朝野群載のやうな體裁の書であつたものだらう。かく事情が判つて來るとこの書が卷數七十卷もある浩瀚な書であつたことも尤もな事だと自然了解が出来るのである。では翁がどうしてかゝる明白な事實を無視して名義抄と會分類集とを結びつけるやうな事をせられたのか、按ずるにこれは會分類集を會分類聚集とわざ／＼改められた翁の説に従ふと二書ともに類聚の二字を書名の中に有して居る事になるのでふと思ひ僻めせられたのだらう。

次に傍證の(二)は和名抄に引用せられてある是善卿の東宮切韻江談抄卷五によれば卿が十三家の切韻を集めて作つたと傳へられて居るの譯語即ち訓と名義抄の訓とが一致すると云ふことであるがこれも是善卿説の傍證として擧げるのはどんなものであらうか。一體こゝに甲乙二種の字書があつてしかも其の訓が一致する場合を考へて見ると、二書の著者は別人であつても(イ)若し二書がほぼ時を同じうして出来たとか、(ロ)殊に二書ともに丙と云ふ書を参考したとか云ふ場合、(ハ)二書のどちらかゝ先きに出来ても、後に出来たものが丁と云ふ中間の書を通して他の書を孫引したやうな場合にはこの甲乙二書の訓は一致してもよい譯であつて必しも二書が同一の人の手になつた場合とか直接の引用關係、即ち親子關係のある場合には限らない。従うてこれを逆に考へると二つの字書がほぼ訓を同じくして居ても必しも二書が同一人の手になつたものであるとは速斷出来ないのである。今の東宮切韻と名義抄との關係も其の通りであつてこの二書の訓が同じであるところ、二書が一人の是善卿の手で出来たとは云へない筈である。二書の中のどちらか一方の訓を取つたのだとも考へられるし、又二書以外に別の一書があつてこの二書はともに其の書に據つた爲め訓が一致するのだとも考へられる。又二書の出来た時代がほ

い同じであるから自然一致したものであらうとも見られない事は無いのである。だから要するに傍證(二)は決して有力ではない。なほ餘計な事だが和名抄に引用せられてある東宮切韻の訓と名義抄の訓とが全部一致すると云ふと甚だ大袈裟に聞えるが和名抄が東宮切韻を引いて居るのは僅かに次の七件に過ぎないのである。そして其の中の葩字だけはどうしたものか名義抄の中には見當らぬやうである。(和は和名抄の畧、名は名義抄の畧、和名抄の卷數丁數等はすべて箋注本による、そして和名抄―他の書も亦さうであるが―の本文を引用する場合には割注が屢々出て來るのでそれらは印刷の都合を憚つて本文と同じ大きさに書き弧形の符號により本文と區別する事にした、但し印刷に不便が生ずるやうにも見えないものは此の限りでない、なほもとの儘に割注にする。)

〔和〕一〇ノ一

囚人

東宮切韻云、囚(似由反、和名度良部比斗)繫禁罪人也、又云人固在獄也、
〔和〕三ノ四 囚人 トウヘヒト

〔和〕三ノ九

夾纈

東宮切韻云、釋氏曰、纈胡結反、夾纈、此間云、加字介知、結帛爲文綵也、
孫愐曰、纈之有夾花、
〔和〕六ノ六 夾纈 俗云
一〇二 夾纈 カウケチ

〔和〕五ノ一

袈裟

東宮切韻云、釋氏曰、袈裟、加沙二音、俗云、介佐、天竺語也、此云無垢衣、

類聚名義抄に就いて

藥

文

三

又云功徳衣、孫愐曰傳法衣、卽沙門之服也、〔六ノ七〕袈裟〔俗云ケサ〕

〔和〕十ノ一 根株

東宮切韻云、根株、痕誅二音訓上欄、下久比世唐韻云、莖〔音皆〕草根也、

〔和〕三ノ四 根音根、カキリ、株音株、クヒセ

〔和〕三ノ一 葩

東宮切韻云、葩〔音巴〕、波奈比良草木花片也、

〔和〕十ノ一 萼

東宮切韻云、萼、五各反、波奈布佐、一云花房、承花跗也、〔和〕八ノ二 萼音脚

花フサ、
フサ

〔和〕十ノ二 藥

東宮切韻云、藥、而髓反、之倍、花心也、〔和〕八ノ七 藥如水反、

なる程これらの例から見ると名義抄と東宮切韻との間には確かに一脈の關係があるに相違ないことが何人にも容易に視はれるであらうが然し其の關係と云ふのもこの二書が同一人の手に成つたが爲めであるかどうかは未だ判らない。

鎌倉時代の初期に居た菅原爲長朝臣〔寛元四年薨〕の著述と普通云はれて居る字鏡集の奥

書に朱點東宮切韻墨點唐玉篇也云々と云つて居るが名義抄にも訓に朱點の施して

ある物が澤山ある、そして不思議にも名義抄の訓と字鏡集の訓とは十中の七八まで

は一致する、でこの事から考へると名義抄と東宮切韻との間には、二書が同一の人の

手に成つたと云ふやうな關係が存するのではあるまいかと云ふのは、信友翁の傍證

(三)の大意であるが自分はこの二書の訓の比較研究はまだよくもして見ないが、たとひ皆が皆まで合ふにしてもこの事實から字鏡集の参考書となつたところの東宮切韻と名義抄の二書が同じ人即ち是善卿の手で作られたなどは速断したくは無い。殊に其の字鏡集の朱點も現在の本では悉く墨點に改められ、しかも誤寫もあるのだから名義抄と字鏡集との關係を材料として、名義抄と東宮切韻との關係までも忖度したくは無い。自分は

今欲爲比校見在字鏡集諸本悉作墨點不見有朱點加之施點庵漏示聲配位乖別益不辨菽麥者漫然下點致此紕繆不足爲據

と云ひながらやはりどうしても思ひ切る事出来ないと見えて又、

然以本篇譯語校之合者十之七八然則如得此書爲卿善卿是作之一證唯未認得確據姑記以俟後者

と云つて居られる翁の心持を了解するのに苦しむのである。要するに字鏡集名義抄の二書の訓が全部一致するにしても他の傍證がない限りはこれだけで名義抄と東宮切韻の著者を同一人だとする事は出来ないから此の(三)の傍證も無意味であると云ふはかは無い。

兎に角、右のやうにして翁の説はその傍證が傍證としての價值を有して居ない事が知れたのであるから、其の是善卿説は餘程價值を殺がれることになつたのだが、其の説の本證を論する前に方面をかへて翁の説に對する反證について述べる必要がある。其の反證と云ふのは、

(一) 先きにも云つた通りに序の文が極めて拙劣であつて到底文章博士として博學無雙能文一世に秀でゝ居た卿の筆とは見られぬこと、

(二) 昌泰年中に完成した新撰字鏡や、新撰字鏡とはい時を同うして出來た本草和名、又これらの二書に三十年程後れて承平の頃に出來たらしく思はれる和名抄などを見るに、新撰字鏡に片假字を使用した例がごく僅かにあるのを除いては何れも訓は凡て萬葉假字で施してあるのに名義抄だけが片假字であるのはどうしたものであらうか。是善卿は元慶四年に六十九歳で薨じたのだから若し名義抄のやうなものを書くならば、其の訓は片假字で書く事をせないで萬葉假字で書かれた筈と思はれる。ところが名義抄は片假字で訓が註してあるのだから名義抄はかなり後の時代のものであるまいかと疑はれること、

の二つであるが此の二反證は翁の説にとつては甚だ手厳しい反證であるから翁ももとよりこの事には氣づいて居られ、(一)の反證に對しては、篇目卷文不入漢文格似非文人之筆意草本故也と辯解して居られるのであつて、更に又此書編目文拙劣不雅、恐非是善卿著述之體と主張する論者を評して、此不熟覽古書之弊也、夫雖文人才子苟且之記文未定之草稿未暇構思、是以文不成章者古書往々而存不足怪と駁し、(二)の反證に就いても

堤中納言物語載、少女未習得艸假字故以片假字記歌、此物語即藤原兼輔卿所作也、按兼輔卿傳以元慶三年生以承平三年薨、然則當時寫字之學雖女子先片假字可知、古今集序謂以難波津淺香山歌爲習字始者蓋斥草假字而言、然則是善卿之在時、片假字之流布于世間、准知而可矣、抑古書之以草假字傳于世者、閱其古本、則不啻記事之書、雖歌書之類亦多從片假字、即謂本書譯語以片假字、故非是善卿作此說不通、と評して居られるがこれらは改めて云はないでも随分苦しい辯解である事は明かだが念の爲め(一)の反證に對する翁の駁論の吟味から始めよう。

翁は苟且の記文や未定の草稿では想を構へ文を練る暇が無い爲め自然に章を爲さない事になるのだと云つて居られるがこれは無論理窟もあるが、さりとて外に解

釋の道が無いでも無い。まづ名義抄をば翁は草稿本だと度々明言して居られるが、これは仁治二年にこの書を轉寫した釋慈念も作者自筆草本と云つて居る事でもあり、又内容を檢して見ても同じ字が理由も無くて二ヶ所に見えたやうな例もちよいゝあるのだから、名義抄が精撰せられた本で無いとは疑ひもなき事實だが、さればと云うて本書の如きものが何の腹案も用意も無くて筆を下すが儘に出來上つたと見られるであらうか。本書の體裁のよく整頓して居るのに徴し、又本書のやうな字書を著はす場合の著者の心しらひに想到する時は、とても本書が其のやうな純粹の草本であるとは云へない。そもゝ草本と一口に云つても其の中には初稿もあれば第二稿もあり又第三稿もあつて、所謂精撰本以外のものは何れも草本と云つて可いのだが、しかし右のやうな譯だから其の初稿と第二稿、第二稿と第三稿との間にはそれゝかなりの懸隔が量又は質の上に於いて存すべき事も容易に考へられるのだから、何れにしたところで名義抄が精撰本では無いまでも初稿本でない事は斷言出来る。さて本書が初稿本で無い以上本書の著者が序を書く可き機會は充分あり餘る程あつた筈であるから、こゝに於いて草本の序なるが故に苟且の文なりと云ふ事も云へなくなるし、又この序が未定の草稿だとも云へなくなる。まして「未暇構思

是以文不成章」と云ふのも當らない。しかもこの名義抄の序と云ふのは實は凡例であつて名義抄編纂の方針や其の書の性質に關して記したものであつて、この凡例に云つてあるやうな事は名義抄の著述に着手しない時からもう既に著者の考へて居る事であり編纂に従事して居る間にはなほの事かゝる考へは始終其の胸裏を往來しつゝある筈だから、著者がこの凡例を書くのに、だしぬけに想をも構へないで書いたとは決して考へられない。これ位の文の内容を胸中でまとめる位の餘裕やそれを文字に書き現はす位の時間はいくらでもあつた筈である。

なほも一度考へて見るのにかゝる字書を編述すると云ふやうな極めて面倒な仕事をも敢へて遂行したやうな人が、折角書いた凡例をばよい加減に自分の學力以下の下手な文として書き放しにしておき、その爲めに後人をしてこの文は苟且の文に相違なからうなどゝ想像を逞しくさせるやうな状態で捨てゝおくと云ふ事もまさかあるまいと思ふ。

所で名義抄の序は普通の漢文ではない。日本式の漢文であつて平安朝期の措紳家の日乗に於いて普通に見うける文體であるから、これを拙劣不雅だの「未暇構思」是以文不成章などと云つて、何か正格の漢文を批評する場合に使ふやうな語で評する

と云ふ事がもうそも／＼間違つて居るのである。この文體はこれで獨立獨歩し得る文體であつて新撰字鏡や和名抄などの序と同日に論ずる事の出来る性質の文では無いものを、翁がかれこれと難しい言譯をして居られるのは案外である。かゝる日本式漢文を見るのに純粹の漢文を見る場合の眼で見ることがいけないのである。こんな譯だから兎に角この文はこれを拙劣不雅だのと評してはならないのであつて日本式漢文としてはこれで可いのだとすべきである。ところでこゝに問題が生ずるのである、それは何かと云ふに是善卿程の學者がかゝる凡例を書く場合にいかん苟且の際に筆を下して立ちどころに作つたにしてもかゝる日本式漢文を書かれるであらうか。こんな事はもう問題にならない程判りきつた事ではあるまいか。それなのに卿が苟且の際に構想の暇も持たないで書いたからだと云つて、卿の文才を安く評價してまでも本書の序を是善卿の作とし、従うて本書を卿の著述とする理由がどこにあるであらうか。翁の説はあまりに不自然な強説と云はねばならぬ。たいこの文は漢文を作る力、換言すれば平安朝の文人が得意として居たあの美しい駢麗文に長じない人が、普通行はれて居る日本式漢文で判りやすく書いたまでの事と解釋するに何の故障があらう。かくしてこそ何の差支も生ぜずどこもかしこも

丸く納まる筈である。名義抄を是善卿の著述と云ひたいが爲めにこの序に就いて不合理な饒舌をするのは要するに無益の事であらう。

次に(二)の反證に對する翁の駁論は要するに卿の當時片假字が既に行はれてと云ふ事を力説せられたのであるが、遺憾ながらこの論だけでは翁の本意は通つて居らぬ觀がある。蓋し卿の薨じた年より一年前に生れた堤中納言の書いた堤中納言物語の蟲めづる姫君の話の中に、假字はまだ書きたまはざりければかたかなにて云々と云ふ記事が見えて居るにしても、是善卿の時もさうだつたとは云へない筈だ。況してやこの物語は決して兼輔卿の書いたものでは無くて平安朝末期のものであるから愈々翁の説は駄目になつてくる。又古今集の序の難波津淺香山の歌の解釋も甚しい誤解である。翁の假字本末も亦誤解して居る、がこれには吉澤先生の精しい御説があつて雜誌「歴史と地理」の特別號平安朝の文化大正九年十一月發行に收められた論文にも見えて居るからこゝには云はない。要するに卿の當時に片假字が存して居つたと云ふ事を云はむとする翁の説は折角だが物に成らなかつたが、併し片假字が卿の當時に既に行はれて居た事は翁以後の學者の發見した材料から立證せられるのだから、卿の著書と稱せらるゝ名義抄の訓が片假字で書かれてあつても構はないが如くであるがそれでもな

は變ではあるまいか。

和訓を注するのに萬葉假字を使用した例は新撰字鏡、本草和名、和名抄だけでは無い、和名抄より後るゝ事約四十餘年即ち圓融天皇の永觀二年に丹波康賴が奏進した醫心方三十卷、國書題に寫本とあるは誤りである、安政年中に勅命によつて開版せられて居るや、同じ人が著はしたものと稱せらるゝ本草和名傳抄この書の事については信友翁の比古婆衣十七の卷七〇頁に翁の精しい説が見えて居る、翁が和氣本と稱して珍藏せられた本は今當大學の藏に歸して居るもさうであるし又時代は判らないが承暦三年の古鈔本の金光明最勝王經音義も亦さうである。

一體新撰字鏡や本草和名、和名抄などが訓を書くのに何故面倒な萬葉假字を採用して簡便な片假字を使用しなかつたかと云ふに其の理由は今にしては判らないが片假字の流布と云ふことがさう普遍的で無かつた事も一つの理由として數へられるであらう。そして吉澤先生の御説に據れば片假字は延喜以前では傍訓や送假字としては用ゐられて居たが、未だ獨立して漢字の訓を書いたものには使用されるまでには至らなかつたと云つて居られるのである。しかも名義抄の訓は全く片假字である。三の卷の十丁裏二行目に「木賊度久佐」と書いてある希有の例もあるがこ

れ以外には氣が附かない程であるから全く萬葉假字を用ゐては居ないと云つて可い位である。さうして今云つた所に従へば卿の頃にはまだ片假字をこのやうに自由に使用する事は無い筈である。又名義抄の訓を見ると阿行の衣も耶行の延も皆等しくエ字を使用してあつてそこに何らの區別も無い、そして新撰字鏡では古今衣延辨の著者の調査したところに據れば衣延の區別を誤つて居る例は一つもないと云ふ事であるからこの事も變である。卿が名義抄を書かれたのならばよしや片假字を使用するにしても衣延の使ひ別けをせられた筈だから此の點から云うても名義抄は延喜より前の時代の人なる是善卿の著述とは云へない。尤も衣延の區別の事は卿は元來片假字で以て明瞭に書き別けをして置かれたのだが鎌倉時代に二回の轉寫を経たが爲め其の區別が判らなくなつたものであらうと云へばそれまでいあつてさうでは無いのだと反對するに足る論據も持たないがそれにしても卿の時代の書物としては訓を片假字で書いた事が既に充分怪しんでよい事である。

〔醫心方や本草和名傳抄が訓を注するのに萬葉假字を使用した理由は、この二書が既に假字の流布の盛んであつたらしく考へられる時代の書だから、新撰字鏡、本草和名和名抄などの場合とはやゝ異ると見られる。醫心方も本草和名傳抄ともに本草

和名に類した書であつて支那撰述の醫書や本草の書の形式を襲つて居るのだから片假字で訓を注するよりも萬葉假字で注した方が書物の體裁としてもふさはしく見え、又權威あるかの如く考へられる事などが原因して居るのであらう。殊に醫心方は奏進したのだから假字を採用せなかつたのも尤もな事だ。だからこの二書に萬葉假字が用ゐてある事を理由として名義抄のそんなに古い書で無いらしいと云ふのは悪い論法だが、とにかく、漢字に和訓を注するのに萬葉假字を使用する機運のなほ存して居た事を知るには充分である。

名義抄に見えて居る片假字の字體を調べて、其の異體のものを大矢透翁の假字字體沿革資料の表に照しあはせて見ると、平安朝中期の終りごろから鎌倉初期へかけての頃の字體である事が判るが、併し字體は轉寫の際に其の頃一般に行はれて居る字體に書き改められる事が想像出来るからこれは問題とするには不適當である。

(序だが前回の拙稿中^{九頁}觀智院本について記す時「國寶のことゝて」と云つておいたが間違ひであつたからこゝに訂正してこの七字を除く。)

類聚名義抄に就いて(三)

岡田 希雄

五

以上述べて來た通りに此の二反證は有力であつて翁の駁論の到底敵し得ないのである事が今や明かになつたが既に翁の説は傍證も其の價值のない事が判つて居るのだから今では本證だけが全然孤立する事となつた。そして翁が是善卿説を唱へられる爲めの本證とも云ふ可きは前に云つたやうに西念寺本の端書や鈔字篇

類聚名義抄に就いて

の説及び眞言宗の僧の説の三つであるから、今西念寺本の端書や鈔字篇を吟味して、かゝる説の出所を吟味して、其の信用するに足らない事を明かにすればそれで翁の説は當然全く崩れてしまふ譯である。

ところで此の鈔字篇と云ふ書であるがこれは餘り名を聞かない書であつて當大學の圖書館にも藏して居ない、無論府立圖書館には無い、京都市内の有名な佛書専門の書肆二三軒にも尋ねたが知りません、見ませんと云ふ答へであつた、しかし義門法師の奈萬之奈上の卷五丁右にも見えて居るのである。自分が鈔字篇を見る事の出来ないのは頗る遺憾であるが併し信友翁の言によると享保二十年に河野漣窩と云ふ人が書いたものであると云ふ事だから極めて時代は新しい。鈔字篇の時代が新しいからと云つて直ぐ同書に見えて居る名義抄の著者に關する説までが新しいと決めてしまふのは速斷に失する嫌ひがあるかも知れないが、さりとてさう古い傳説を傳へたものでもあるまいとも考へられる。どう云ふ根據があつてかゝる説を書いたかと云ふ事を書いて無いのだから、其の出所が疑はれ従うてこの説の價值までが疑はしくなるのである。

又一方の西念寺本の事だが第一に西念寺の所在地が信友翁や與清翁の間に問題

となつて居り、信友翁は「管聞美濃國有西念寺宗親鸞蓋此乎」と疑ひ、與清翁は「高田家中某令寫之者也」と奥書にあるところから、蓋越後などの僧寺にやありけん」と云つて居られるが自分にも其の所在地はどこか判らない。一體西念寺といふやうな名稱は寺院の名稱としては最もありふれたものであつて、他力本願の淨土宗や眞宗以外にもこの名稱をもつ寺院があるのであつて、大日本寺院總覽を検するとこの名稱をもつ寺院の無い府縣は殆んど無いのであつて、美濃國にも四箇寺あり、越後にも六箇寺あると云ふやうな状態であるから、名義抄に關係ある西念寺がどこだと云ふ事はなか／＼判るものでは無い。又西念寺がどこに在つたつて差支へ無いのだ、つまりところかゝる事はかれこれと喧しく云ふ程の價值も無いのだから、これは、これ以上顧みる必要がない。それにしてもこの西念寺本の端書が何時書かれたか、問題である。そして信友翁はこの本の端書も奥書も皆な、其後人所識也」と云つて居られるが、其の後人と云ふのが何時頃の人をさすか、又かゝる推斷を下された理由が何であるかも判らないが、自分は「高田家中」の語のあることよりしてこの端書や奥書は徳川時代になつてから書かれたものと想像するのである。さうして見ると西念寺本に見えて居る名義抄の作者に關する説も又さして古くは無ささうに考へられる。但し

今程鈔字篇の場合に云つたやうに西念寺本の端書は徳川時代になつて書かれたにしても、かゝる説は古くからあつたのかも知れないと云ふ疑ひも生じてよいのだがまづこの西念寺本に見えた説も新しいものと見てよからうと思ふ。但しもとより確かな理由があつて云ふのでは無い、有體に云へば實はたゞ何となしに主觀的にさうであらうと考へるまでの事である。だが貞和二年六十九歳で示寂した虎關禪師を節用集の著者とする説が徳川時代の中葉になつて初めて現はれたり、又五十音圖の製作者を奈良朝の吉備眞備公だとする説が南北朝の末頃になつて初めて飛び出したやうな先例もあるのだから、名義抄の著者を是善卿とする説が何等合理的條件をも伴はずに徳川時代になつて現はれるやうな事があつても少しも不思議では無いのである。だからよしや鈔字篇の著者や西念寺本の端書の筆者の時代に發生したのではないにしても、この説の出現は古くは無からうと見てもかまはない、そして自分は其の出現の古からぬ事を信するのである。要するに鈔字篇や西念寺本に見えた説の出所は極めて曖昧であるから、たとひ眞言宗の僧が二人までもこの説を裏書しても二人言如出一口、必非無稽之言と喜ぶ必要もあるまい。

〔因みに、上野帝國圖書館本名義抄佛上の卷の卷尾に菅家世景錄多分玉田永教の菅

家世系録の誤りだらう)の記事だとして、是善卿の略傳を載せ、さて著述目録を掲げて家集、令義解、文德實錄、貞觀格式、高雄山釣鐘之銘等の事が書いてあり、其の貞觀格式の次に類聚名義抄十卷と見え、注に「是善公作今世ニ無シ」とあるのを見れば、世系録の著者は名義抄の實物が現在にも存在して居る事は全然知らないのだが、是善卿の著述としてかゝる書があるのだと書いたらしいから、此の事からは、是善卿が名義抄を書かれたと云ふ傳へは或ひはやはり古くからあつたのではあるまいかと考へられるが、併しかゝる事は世系録以外の書には、卿の傳記を書いたどの書にも見えないのだから、信用も出来ない。卿の著述としては、今は亡びてしまつて居るにせよ、有名なものがあるのに、其れは漏して卿とは何の關係も無い令義解、是善卿の父の清公卿は關係して居るを挙げ、又卿の純粹の著書で無いものまでも挙げたりする程の世系録の事だから——この書は總體學術的價値の極めて乏しい俗書である——頗る怪しいものだ。しかもこの名義抄に關する記事は文化六年に出來て同年開版せられた流布版本世系録上卷の二十七丁裏には見えて居ないのだから一層可怪しい。まさか上野圖書館本名義抄の筆者のさかしらでもあるまいと信するが、確かな事は判らない。」

六

近世考證學者の随一として有名な信友翁の名義抄の著者及び時代に關する説、これに對する自分の考への大體はざつと右のとほりである。なほ誤らした事しもとよりあるが其れは後に述べる事があるそしてこの翁の考説が書きあげられたのは文政三年十一月であつたが此の年の夏江戸の清水濱臣翁は京都に來て觀智院の名義抄を親しく覽て其の見たとこゝろを遊京漫録に記したのであつた。そして彼の説は名義抄は延喜以後のものなるべしと云ふのである。今遊京漫録百家説林に收めらるから其の説を抄出して見よう。

東寺の觀智院に類聚名義抄の古鈔本あるよし、はやくより聞きおきたれば、しるすぢをもとめて行き見ぬ、ひねもすくりかへし見て、おろ／＼うつしとりぬ、菅原是善卿の撰と聞きおけどさにはあらじ、延喜以後の物にてかならず法師の手に出來せしなるべし、佛法僧の三字にて卷のついでなせるにてもしる、

即ち其の説は信友翁のとは全然異つて是善卿の撰にはあらじ、延喜以後の書なるべしと云ふのである。しかし乍ら積極的に何時頃のもの限定しては居ないし、又延喜以後の書なるべしと推定した理由も述べて居ないから甚だ物足らぬ。だが卷の順序を佛法僧で次第して居る事を根據として名義抄が佛僧の手になつたものと

斷定したのは卓見と云つてよからう。此の濱臣の説によつてそれをいくら限定したらしいのが與清翁の説である。

與清翁の考へは其の類聚名義抄索語の序に見えて居るのだが、此の書は寫本でしかも流布のまれな書であつて今のところ親しく見る事は出来ないから國語學書目解題から孫引して見るに、

按に體裁延喜以前の書とは見えす、されど曾丹集、散木集、次郎百首、空穗物語など
の物語に引證すべき事おほかれは堀河鳥羽の御代より下れるものにはあらず、
と云ふのだがこの説は其の結論は兎も角もとしてかゝる結論を得る爲めの考證の
過程は少し辻褄が合はないと云ふ感じがせないでも無い。と云ふのは堀河鳥羽崇
德三帝頃の歌人源俊賴大治四年には恐くは七十
四五歳であつた筈であるの家集散木集や其の鳥羽天皇の永久四年に
あつた次郎百首の歌の用語がかなりにこの名義抄により引證せられるから従つて
名義抄の出來たのも堀河鳥羽二帝の御代を下る事あるまいと云ふのは無理も無さ
うな論法であるからそれで可いが、曾丹集の難語や空穗物語中の用語が名義抄で
引證せられるから堀河鳥羽二帝の頃を下る事は無からうと云ふのは甚た變である。
曾丹即ち曾根好忠は人も知る如く圓融天皇の御代の頃に世盛りであつた歌人で、寛

和元年二月十三日に行はれた圓融院の紫野子の日の御遊びに若殿上人達に散々さいなまれた時は今昔物語によれば既に老翁であつたのだから彼の歌の用語は枕草紙や源氏物語に比しては少くとも二三十年は先であるし、又空穂物語も普通に其の時代は村上圓融二帝の御代の頃であらうと云はれて居るのだから其の曾丹集や空穂物語の用語が名義抄により引證せられるから名義抄もほゞ圓融帝の御代の著述であらうと云ふならば聞えるが、百年餘も後の堀河鳥羽二帝の御代を下るまいと云ふのは餘程理窟の通らぬ論法であると云はなければならぬ。さは云へ翁の眞意は散木集や次郎百首の語が引證せられるから堀河鳥羽二帝の御代を下るまじと云ふのであらう。併し體裁延喜以前の書とは見えずと云ふのは果してどう云ふ理由に基づくかは想像出来ない。

翁の著書として目録いものは一應しらべて見たが名義抄に關する説は一向見當らなかつた

て翁が類聚名義抄索語を編纂せられたのは信友演臣の二學者が其の説を發表せられた文政三年に後るゝ事十四年の天保四年であつた。

七

名義抄の著者若しくは時代に關する説の第三は狩谷掖齋翁及び木村正辭博士の説であつて掖齋翁は其の名著箋注和名類聚抄の卷頭にある校例提要で和名抄に廣

略二本のあることを述べ翁自身は略本即ち十卷本を以て著述せられた當時の面影を傳へた舊本と考へると云ひさて、

然類聚名義抄、伊呂波字類抄、間有似據二十卷本○即ち廣本者、と云ひ又其の他の所にても

類聚名義抄、伊呂波字類抄二書、普取譯語諸書分類成書、源君書○即ち和名抄亦在其中セウ一按類聚名義抄所訓多與廣本合、其書蓋就廣本分類也一ノ四

などと見えて居るのだから名義抄は和名抄に據つたものと考へられた事は確かである。そして木村博士も其の説であつた。自分の氣がついた範圍内では萬葉集文字辨證上卷三頁に其の説が見えて居るのだが單に、

抑名義抄字類抄の二書は本草和名、和名抄其外諸書の訓を採て載せしものなるを云々

と云つてあるだけである。なほ此の他にも明治三十年十一月及び三十一年七月の學士會院雜誌と云ふものに我國の辭書に關する博士の論文が出て居ると云ふ事だから、定めし名義抄の事も見えて居る事であらうとゆかしく感ぜられるが遺憾ながら見る由もない。がとに角博士がかゝる説を云はれるに至つたのは和名抄と名義

抄とを精細に比較研究せられた上の事であらうと思はれるが、もし東京帝國大學の保科教授の國語學小史^{七十}に

類聚名義抄……此作者はハツキリ分りませんが菅原是善卿だといふ説です、

本村翁は是は和名抄の訓を盡く取てあるから、和名抄以後のものだらうと言はれて居ります。

と云つてある通りだとすると博士がかゝる結論を得られるに至つた筋道が少々不充分である。蓋し自分が前から屢々云ふやうに訓だけの一致ならばよしや皆が皆まで一致したにしても此の事實だけでは其の二書の間に密接な引用關係即ち親子關係があるのだと斷定を下すのに充分で無いからである。で若し博士が國語學小史に云つて居るやうな理由から、かゝる結論を得られたのならば其れは推理の過程が不充分だと云つて可いのである。しかも博士の説も恐くは校齋翁から出たものではあるまいか。博士は自ら云つて居られる通りに^{萬葉集訓義辨 陸下卷七八頁}箋注和名抄は早くから見えて居られた筈であるし、又御自分の創説と云へば常に其の由を明かにことわつて居られるのが例であるのに、名義抄の事に就いては別段其のやうな事も云つて居られないのだから自分はさう思ふのである。だがそれにしても學士會院雜誌を検

する事の出来ないのは反すゝも残念である。

以上述べたところが即ち名義抄の時代なり著者なりに關する先哲の説であるが、
 なほ此の他にどのやうなのがあるかを瞥見して見るのに小中村清矩博士の説があ
 つて皇典講究所講演百四十九號國文論議中にも轉載せられてゐるに載つて居るが其れを見ると是善卿の
 著述と云ふ事だけは流石に疑つて居られ乍ら、それでもどうしたものか知らないが
 なほ延喜以前のものなるべしと云つて居られる。濱臣與清、校齋等の大人達の後に
 出ながら逆行せられた觀がある。そして國語學書目解題明治三十五年六月刊行、但し原稿は三十年頃なりと云ふ國語學
 小史明治三十二年八月刊行國書解題明治三十二年十二月刊行日本語學史明治四十一年十月刊行などの諸書もいさゝかづゝ名義抄に
 ついて記述して居るが何れも信友與清の二翁及び木村博士の説をあげたまゝであ
 つて、しかしかも校齋翁の説をあげて居る書の一つも無いのは不思議だ——かうと解決
 を與へて居るやうな書は一つもない、中には是善卿の著述だときめてしまつて居る
 ものさへある。藤岡作太郎博士の平安朝文學史の源順朝臣傳のところ二七頁にも
 また類聚名義抄を菅原是善の作といふは信すべからずといへどもこれも或は
 延喜以前のものならん。

とあるがこれは恐くは小中村博士の説に據られたまでの事であつて別に深い理由

が存するのでもあるまい。

ところで先程から述べ來つた諸說の中で信友翁の說の駄目であることは勿論だが小中村博士のも可くないやうだ。しかし自分が然か云ふ理由は信友翁の說の批評の中に籠つて居るが上に再び後にも述べる事があるからこゝでは省略する。そして他の二說にしても其の結論は餘りに大まかであるが上に一方は堀河鳥羽二帝の御代を下るまじと云つたゞけで和名抄との關係を説かず、他の一方は和名抄との關係は説いても其の時代に就いては云ふ所が無いと云ふ風であるから極めて物足らぬ。與清翁は兎も角もとしてあれ程音韻學者として和名抄や名義抄の研究の深かつた筈の校齋翁や木村博士が和名抄名義抄の關係を説かれたゞけで別に精しい説も發表せられなかつた事は學界の爲めに惜しい事である。

名義抄に對する諸先哲の研究では要するに與清校齋二翁の說が最も見る可きである。そして自分は名義抄の著述年代については此の二先哲の說を折衷して名義抄は鎌倉時代の初期か或ひはもう少し古くて平安朝の末期頃かに和名抄其の他の書を材料として著はされたものであらうと考へるのであるから別段新しい所と云つてはどこにもないのだが、それでも幾分なりとも先哲の說を補うたり訂したり出來

る事も或ひはあるかも知れないと思つてこゝに屋上さらに屋を架せんとするのである。

八

自分は既に伴信友翁の名義抄は善卿著述説を駁し又小山田興清狩谷校齋二翁や木村正辭博士の説をも批評したが、それらの諸説を駁したり若しくは批評したりする場合にも専ら消極的の態度をとつた積りである。今はいくらか積極的に名義抄の時代や著者に關する自分の卑見を述べて見よう。そして其の爲めには煩はしいやうだがも一度は善卿説の否定から始めなければならぬ。蓋し名義抄の時代や著者の考證にはどうしてもこの先入主となつてうるさくまとひつくは善卿説を顧慮せずには居られないからである。

(一) まづ三代實錄卷三十八元慶四年八月三十日の條國史大系本五四五頁を検するに卿の著書が六部あげてあるが名義抄の名だけは見えて居ない。一體名義抄は前にも云つた通りに完全に精撰せられた書では無くて所謂草本ではあるけれども、決して初稿本などと云ふ可きものではなくこの儘で纏つた一部の書として獨歩し得るものであるから、これが卿の著述であるならば、他の東宮切韻、會分類集等が卿の著書として數

へられる以上は名義抄も同等に取り扱はれて三代實錄に其の名が掲げられて然る可きである。しかも名義抄だけは何故か漏らされてあると云ふのは餘りに片手落なやり方では無からうか。三代實錄は主として大外記大藏善行の手により編纂せられたものではあるとは云へ、又其の奏進が延喜元年八月二日の事で、あつて菅公の左遷に後れたこと約七箇月であつたとは云へ、菅公も亦其の左遷せられない以前は正三位右大臣としてこの書の編纂委員の一人であつたのだから、一部でも多く父君の著述を舉げむとせられる事はあつても名義抄だけを書き漏らされる筈は萬々無からう。かへつて父子の情としてはたとひ不完全な書物であつてもそれを父君の著述として舉げられた事であらうと思はれる。そして三代實錄には名義抄の名が見えて居ないのだから此の一事でもつても明かに名義抄が是善卿の著述で無い事が判るのである。

(二) なほ又名義抄を是善卿の著述とすると、此の書は平安朝時代の文献には何らの所見も無く、漸く四條天皇の仁治になつてから慈念が著者の自筆草本と云ふものを書寫して居るのだから、略四百年足らずの間は、著者の自筆本と云ふのが世間から匿れて居り仁治になつて始めて突然世に現はれた事になるがこれは少々首肯し

難い事柄では無からうか。尤も紀貫之朝臣自筆の土佐日記と云ふのが蓮華王院の寶藏中にかくれて居り三百年後の文暦二年に藤原定家卿の目にとまつたと云ふ珍しい例もある事だからかゝる事があながち無かつたとも斷言は出来まいが併し慈念の奥書の趣から察しても名義抄が其のやうな事情のもとに置かれて居たと云ふ様子は少しも見えて居ないから怪しい。慈念の奥書には

仁治二年丑辛九月六日於賀茂庵室交點畢凡此書者以作者自筆草本書寫之間文字前後或重々定有紕繆乎尋清書之證本追必可交合之

釋子

慈念

生年
三十六歳云々

とあるのだが三十六歳とあるつぎの二字は原本では略筆でしかも續け書きしてあるのによくば判定しければ多分云々の二字であらう。作者自筆草本云々と書いてある事から慈念がこの奥書を書いた時の事情を想像して見るのに彼が此の書の著者が誰であるかをよく知つた上で作者自筆草本云々と書いたのか、それとも誰と云ふ事を知らずして書いたと見るべきであるかの二者何れか一つであらうが自分は慈念が著者の誰なるかを知つて居て書いたものと考へる。蓋し作者自筆草本と書いてあるからさう判定するのである。作者が誰であるかも知らないで其の本が作者の自筆の草稿本であるかどうかを知る道理は無い、作者について知るところがあれ

ばこそ其の作者の自筆本だと明言出来るのでは無いか。だから自分は慈念は名義抄の著者の何人であるかに就いては充分知つて居つたに相異ないと考へるのである。しかも其の彼は名義抄の著者が誰であるかと云ふ事も云つては居ないので無いか、彼が著者を知りながら誰々と言ふ事を明瞭に書く事をしなかつた理由に至りては何れ後になつて述べる機会もあらうから今は述べる事をやめるが、宛に角もし名義抄が事實是善卿の著述であつたやうな場合には慈念がそれを書かすにだまつて済ましたであらうか。つらく考へるのに當時は素性も知れない書物でも又下らない書物でも珍書として仰山らしく可秘々々と云つて獨り悦に入つて居るやうな風の多かつた時代であつた。だからまして名義抄の著者が若し靈驗いやちこなる天満大自在天神北野聖廟の父君文章博士菅原是善卿の著述であるならばどうして彼が黙つて居よう。彼が餘程の旋毛曲りでも無い以上は書く可からずと禁止したところで其の由を書かすには置かないのは必定である。そして又慈念の見たのは著者の自筆草本であつたのでは無いか、名義抄が是善卿のならば慈念はまさしく卿の眞筆本を謄寫した事になるのだから彼の喜びや誇りはどうであつただらう、想像も出来ない程であつたに相異なる。平安朝末に於て藤原通憲に師事して博學

無雙あまつさへ其の性質頗る驕慢であつた宇治の悪左府ですら藤原佐世の眞筆本なる古今集註孝經を手にしてさへ「佐世我朝博士所選也卷九」其七卷佐世草本也、了皆有黠也世之寶物如之」と云つて限り無く喜んだ。台記康治二年四月十四日條史料大觀本八八頁では無いか。慈念が驚喜したところで無理も無い話である。そして驚喜した以上は彼としてそれを黙つて居られるであらうか。云はずして明かであらう。然るに此の奥書には其のやうな様子は少しも見えない其の上彼は名義抄をさ程有り難いとも思つて居なかつたと見え、て「文字前後或重々定有紕繆乎」と無遠慮な批評の言を放つて居るではないか。名義抄にして卿の著述ならば慈念輩がかゝる評をなす可くも無い筈である。要するに此の奥書一つからでも名義抄が決して卿のもので無い事を知るに充分であらう。

以上述べたやうな次第で名義抄が是善卿の著書で無い事ははい判つたが、次に今度は名義抄の内容から名義抄が和名抄より後の時代のものである事を論證して見よう。

類聚名義抄に就いて

(四)

岡田 希雄

九

まづ名義抄には和名抄のに比べて新しく見える言葉が往々にして散見する。

硯は和名抄^{五ノ二}に須美須利と訓んで居る。蓋し墨磨^{スミスリ}の義である。そして須々利は東雅^{ニノ二}や箋注和名抄の説の通りに須美須利の急呼であらう、だから従つて須々利は須美須利よりは後に出来た言葉と見るべきである。尤も宇津保物語や源氏物語等にも須々利と云ふ語は見えて居るのだから、さうは新しい語でも無い事が知られるが、兎に角他の語の場合には俗語をもあげて居る事の多い和名抄であるのに、須美須利の一訓だけしか舉げて居ない所を見ると、順朝臣の當時にはこの語のまだ無かつた事、よしんばあつたにしても俗語と認められるまでにさへ至らなかつたらしい事が、はい見當がつく。そして名義抄^{六ノ二}にはスバリ、スミスリの二訓が一緒にあげてあつて、しかもスバリのの方が先きに記してある。

砧は和名抄^{五ノ四}に岐沼伊太と見えて居るが、源氏物語や名義抄^{六ノ一}にはキヌタと

見えて居る。キヌタは丁度硯の場合と同じくキヌイタの急呼であらうからキヌイ
 タよりは、後の時代に出来た事と思はれる。伊呂波字類抄ハノハに「キヌイタ持衣石也」
 とあるのは和名抄をそつくり寫したのであるから字類抄の當時キヌタと云ふ語が
 無かつたと云ふ事は云へない。

狗尾草は和名抄四ノ三に恵奴乃古久散と訓んで居るが字類抄一ノにはエヌコクサ
 字鏡集にはエノコクサ尤も字は草冠に秀を書いた字、若しくは木偏に秀字を書いた
 字をさう訓んで居るとあり、夫木和歌抄卷の二十八所引藤原爲家の貞應三年百首に
 も、ゑのこ草おのがころ／＼ほに出で、秋おく露の玉やどるらむと云ふ歌があり、名
 義抄ハノ二も同じくエノコクサと訓んで居る。エヌノコクサに比べてエノコクサの
 方が後のものらしい事を考へるのは無理も無からう。(字類抄も正宗氏の謄寫版本
 及び當大學國語國文學研究室所藏古寫本にはエヌコクサとなつて居るが伴信友翁
 の動植名彙に引用せられてある本にはエノコクサとあるのである。)

紫葳は本草和名上卷四六ウ六和名抄九ノ五新撰字鏡七ノ二ニナ六等には何れも波久倍良と
 訓んで居るが名義抄三ウ五には

紫葳 繁婁二音、ハコヘラ、上カラヨモキ、下ハクヘラ、又音越

類聚名義抄に就いて

とあるから現今ではハコベと云つて居る草にハコベラ、ハクベラ、の二語のあつた事が判る。そして字類抄^{一ノ五}も亦ハコベラと訓んで居る。なほ名義抄以後のもの例へば字鏡集になると疊一字をハコベと訓んで居る、ハコベはハコベラが略せられて出来たものなる事は云ふまでもない。(敷田年治翁の音韻啓蒙^{上巻四}に波久部良と書いてもハコベラと訓まなければならぬと云つて居る。音韻啓蒙よりも先きに出來た黒川春村翁の音韻考證、木村博士の萬葉集字音辨證もこの説であるが、此の説も成程一理はありはするが今の場合には賛成出来ない。蓋し名義抄にハクベラ、ハコベラの二語が見えて居る以上ハクベラと云ふ記の存在して居た事に疑ひは無いからである。)

狐は弘仁年中に藥師寺の景戒が著はした日本靈異記^{上巻、狐爲妻令生子縁第二}、本草和名^{下巻、和名抄^{七ノ六}、隣心方^{一ノ六}}、本草和名傳抄等の諸書には何れも岐都禰とあり、字類抄^{八ノ七}にも狐、野干等をキツ子と訓み又^{八ノ七}にも「及化、キツ子クサ」と見えて居り、名義抄にも

及己音以キツ子グサ

四ノセウ一

苦參 クラ、マヒリクサ、キツ子サ、ケ

八ノ四オ一

とあつてもとよりキツ子と云ふ語もある事はあるのだが、同時にこの二書では別に

クツネと云ふ語も見えて居る。即ち字類抄久之部六ノ三に「狐、クツネ」とあり、名義抄六ノ四には

狐 音胡、キツネ、ヒトリ、野干也、クツネ、和去

とあるのである。そして天仁二年の童蒙頌韻四六〇にも「楡、孤、呱、芻」の四字を

ユコノツカノクツネコスウトクサニナリ

と読んで居る。かやうにクツネと云ふ語が文献に現はれたのは時代から云へば明かにキツネよりも後であるが上に此のクツネはキツネと云ふ語が音の逆行同化regressive assimilationを起して生じたものと考へられるから、何れにしてもキツネよりはクツネの方が新しかる可き事が想像出来る。鹿持雅澄翁の萬葉集品物解二五にもくつねと云、けつねと云は後の轉訛なりと見えて居る。

柿は名義抄三ノ五五〇二に

柿 音廣、コケラ、俗云ケ、ラ

と見えて居り字類抄ではこの語が古之部と計之部の二箇所に載せられて居り、計之部即ち七の卷三丁裏には木偏に兩と云ふ傍を書いた字を舉げて

ケ、ラ、削木細片曰一

類聚名義抄に就いて

と注し又古之部セノ四ニウセには

柿（一本柿に作る） ヨケラ、削木細片曰一

と記して居る。ところで木偏に兩字を書いた字は餘り見當らない字であつて、啓成社の大字典などには出て居ないが玉篇や類篇を引いた康熙字典に據ると力掌切或ひは里養切とあつて、松脂也と注してあるから、この字に木の削り屑と云ふやうな意味は無い、だから字類抄が削木細片と注した事はいみじき僻事である、併しこれは恐く字類抄の著者は知らない所であつて多分十中八九、柿と云ふ字と字形が類似して居るために生じた轉寫の際の誤りであらう。次に又名義抄も字類抄もともに柿字を削木細片の意味でコケラヌはケ、ラと訓んで居るがこれも間違ひである。柿は即ち柿カキであつて赤い果實の生る木の名であるからコケラヌはケ、ラとは全然違ふ。これも柿は俗體を柿と書き其の柿音ハ士は削木細片と云ふ意味の棟字の一體なる柿音ハ普拜の反であるからハイであると字形が酷似して居るので間違つたものだらう。否或ひは間違へたと云ふよりは當時、字形のよく似たこの二字は區別せられずに使用せられたのかも知れない。この二字の字體の相異はシの音の時は傍が五畫となりハイの音の時は中央が棒となつて四畫となるだけの事である。こんな具合で兎に角字類抄名

義抄の二書がコケラ、ケ、ラに當てた漢字こそは嚴密に云ふと穩當では無いと云へるが併し柿にコケラ、ケ、ラの二訓を注して居る事は疑ひもなき事實である。そして和名抄四ノ八は如何と云ふにこれには古介良の訓はあるが介々良の訓は無い。〔字類抄に削木細片とあるのは和名抄に謂削木之朴所出細片曰柿也とあるに據つたものである。〕しかるに鎌倉時代の字鏡集には

柿ハナ　コケラ、ケケラ、シル

とあるのを見ればケ、ラがコケラよりは新しい語なるべき事が容易に想像出来る。恐くこれも音の Regressive assimilation により生じたものだらう。

大工道具の一つにカンナと呼ぶものがあつて漢字では普通鉋字を當てゝ居るが、古い時代に於いては鉋字(鉋の正字であつて字書には短矛也とあるから正訓は奈太である)を當てゝ訓もカナと云つて居つたものである。だから萬葉集卷七にも

眞鉋持弓削河原之埋木不可顯事不有君

(まがなもちゆげのかはらのうもれぎのあらはるまじきことゝあらなくに)

又

竹島乃阿戸白波者勤友吾家思五百入鉋染

(たかしまのあとしらなみはさわけどもわれはいへもふいはりかなしむ)

とあるし、又新撰字鏡にも

鍔 初鷹反、削也、又上平、木鍔也、加奈 (六、二六丁オ七)

鍔 加奈 (六、三二丁ウ五)
(十二、卅丁オ四)

と見え和名抄五ノ八にも

鍔 唐韻云鍔。(音斯)加奈辨色立成用曲刀二字新撰萬葉集用鍔字今案鍔字所

出未詳、但唐韻有鍔字視遮反、一音夷、短矛名也、可爲工具其義未詳、平木器也、

釋名云、鉞有高下之跡、鉞以此平其上也、

と云つて居るし、又菅公が寛平五年に撰ばれた新撰萬葉集には、順朝臣も云つて居る

通り屢々鍔字をもつて、哉カマの訓に借り用ゐて居る。例を挙げる程の事もないが二つ

三つ、

淺綠野邊之霞者裏鞆已保禮手匂布花櫻鉞 一丁左

鶯之破手羽裏櫻花思隈無早裳散鉞 四丁右

白雪之八重降敷留還山還々曾老丹藝留鉞 一七丁右

ところが名義抄八ノ五を見るとカナとは訓まずにカンナと訓んで居る。

鈍

音交 ホコ タチ カレナ カチ トル
 カナヲ チサム ケツル カク コデ

カレナ(原本ではレが今の片假字のレの如く鋭角には書いて無くて寧ろやゝ鈍角めいて居る。これはレと書く可きところが筆の具合でかくの如く成つてしまつたのである事は云ふ迄も無い。そしてレはシ字の古體である。)は即ちカンナである。さてカナとカンナとは言葉として二者の何れの方が古くてどちらの方が新しい語であらうか。カシナがカナの訛言である事はこれも云ふ迄も無いから、カンナの方がカナよりは新しい語である。であるからカナと云ふ語のある和名抄よりもカンナと訓んで居る名義抄の方が時代は新しい筈である。尤も金偏に傍を延字にした文字は和名抄五ノ七名義抄八ノ五ともにロクロガナと訓んで居るが併しロツロガナの語があるからと云つて名義抄の當時にカンナと云ふ語が無かつたと云ふ證據にはならない。蓋し二語が熟合して一語が生ずる場合には聲音變化の生ぜずに済む例もあるからである。甚だ拙い例ではあるが桶ゴ 肥桶コエの如き例もあるのである。要するにカナをカンナと云つて居る以上は名義抄は和名抄よりも新しい事は争はれない。カナがいつ頃からカンナになつたかは今から考へるのは無理だが藤岡作太郎博士が「高倉天皇の頃よりやゝ以前に成りしものならんと推定す」國文學全史平安朝篇六〇七頁と

云はれた、大鏡卷の二（藤原時平の條、國に
史大系本四九七頁）も

たくみどもうら板などいとうるはしくかなかきて罷り出でつゝ云々
とあるのである。因みに名義抄八ノ六
五〇四に金偏に典字を書いた字をカナと訓んで居る
のがあるが此の字は新撰字鏡六ノ二
六〇五や康熙字典を查べるならば直ぐ判る通り釜の事
であるからこゝのカナはカマの誤寫である。マとナの間違ひは名義抄中往々見う
けるところである。なほ念の爲め字鏡集を検して見ると

鉋シ 鉋同 鉋シ 鉋同 鉋同 鉋同

カナ正
ノコキリ
カムナ

鉋シ 鉋同 鉋同 鉋同

カナハ
カネ
カンナ
タテ

鉋シ 鉋同 鉋同 鉋同

ホコ
ロクログアンナ
キサム
ツク

鉋シ 鉋同 鉋同 鉋同

ロクコカンナ

と見えて居る。既にロクログアンナとさへなつて居るのである。

鋸は和名抄五ノ八
七〇に

鋸 四聲字苑云鋸（音據能保木利）似力有齒者也

と見え新撰字鏡も

鋸 六ノ二五ウハ

鋸 六ノ二六ウ一
十二ノ三〇オ三

鋸 六ノ二六ウ二

鋸 六ノ二九オ三

錯 六ノ二九ウ三

錯 六ノ三二ウ七

等の字を悉く乃保支利と訓んで居る。箋注和名抄に據れば延暦二十三年注進の太神宮儀式帳にも矢張り乃保支利と見えて居ると云ふ事である。然るに名義抄では金偏に樂字を書いた文字ハノ六をノホキリと訓み鋸牙ハノ五をノホギリと訓んで居るが又

鋸 正音據、一名槍、ノホキリ

カナシキ、吳、去コ

(八ノ五八オ二)

倨 ノホキリ

(二ノ九オセ)

とあり、金偏に氏を書いた字や鉈を成支反、ノホキリ、マサカリハノ五とも云つて居るのである。では字類抄はどうなつて居るかと云ふと五の卷八十一丁裏に

鋸 ノホキリ、似刀有齒也

とあつてやはりノホキリである。この字數抄は校齋翁や木村博士も注意して居られる通りに明かに和名抄に據つたものであつて、此の鋸の事も全く和名抄の注文を其の儘寫したに過ぎないのだが、それでもノホギリとは書かずにノホキリと書いて居るのを見ればノホキリがノホギリよりも新しい語であるらしい事は判り、従つて

名義抄が和名抄より後のものだらうと考へられるやうになる。「長元五年九月廿九日承御室仰了」と云ふ記事があり、長寛二年^{甲申}三月十九日に書寫したと云ふ奥書のあ
る石山寺の大般若經音義や、鎌倉時代のものだらうと云はるゝ平他字類抄^{雜物他聲部}の二
書ともに鋸字をノコギリと訓み居り例の字鏡集には

鋸^キ ノコギリハ 鋸^キ 鋸同

鋸 ノコギリ ^{モチ}シチ ^{ノコギリ}

鋸^キ ノコギリ 鋸^キ 鋸同

^{カナ正}カナ正
^{ノコギリ}ノコギリ
^{カムナ}カムナ

などであるのである。

魚のナヨシは普通に鰯字を書き本草和名^{五ノ二}和名抄^{七ノ一}本草和名傳抄伊呂波字
類抄^{五ノ一}等皆ナヨシと訓んで居り(新撰字鏡^{九ノ五}は魚偏に巢字を書いた字を奈與之
と訓んで居る)名義抄にも字こそ様々となつて居るが四箇所^{十ノ二、三、四、}にナヨシの
語が見えて居るが同時に五丁裏四行で魚偏に各字を書いた字、動植名彙^{二四九}には魚
偏に冬字となつて居るが其の誤りなる事は康熙字典で證明出来る)をナエシと訓ん
で居るがもしナエシがナヨシの事だとすればナヨシより生じた訛語ではあるまい

か。(字鏡集にはナヨシと云ふ語は多く見えるが此の字は單に魚名と注してあるのみで訓は見えて居ない。)

龍膽科の水草にアサと云ふのがあつて鳧葵二字若しくは草冠に行を書いた字を訓んで居るが名義抄ハノ一に草冠に衡を書いた字をアサ、と訓み同時にワサ、とも訓んで居るが、ワサ、は本草和名上ノ三和名抄九ノ三字類抄ハノ三等には見えない言葉である。

和名抄ハノ三に實物の屬性の説明は無く、單に宇流理古と云ふ魚が見えて居り細魚と云ふ字をさう呼んで居るから、小さい魚の名らしい事が考へられるので箋注和名抄には、小野氏曰、越前足羽川産小魚狀似蝦虎魚大一寸許呼伊左々一名宇流理古云々と云つて居るが、併し其の是非は判らぬ。だがそれはそれとして此の魚は伊呂波字類抄にもウルリコと見えて居るのに名義抄ナノ一には、細魚ウルリコと見えて居る。ウルリはウルリコから生じた言葉では無からうか。

達は今はハスと呼んで居るが昔はハチスと云つて居た。それで古事記雄略天皇の段に見えた赤猪子の歌に

久佐加延能伊理延能波知須波那婆知須微能佐加理毘登々母志岐呂加母

とあるのをはじめとして

〔萬葉集卷の十三〕御佩乎劍池之蓮葉爾渟有水之往方無云

〔古今集卷の三〕はちす葉の濁りにしまぬ心もてなにかは露を玉とあざむく傳正

〔本草和名下卷二九〕藕實一名蓮、一名菌舊、一名蓮華、一名扶容、葉名荷、和名波加知須

乃美

源文は長いから必要な所だけを引用した、なほ波加知須乃美の加の衍字なものは云ふ迄もない。

〔和名抄〕波知須乃美九ノ七、波知須乃願十ノ七、波知須乃波比、波知須乃久岐十ノ七

〔醫心方一ノ六〕藕實、和名波知須乃美

〔本草和名傳抄本草集部上品之類〕藕實、和波知須乃美

其の他諸書に所見が多い。ハチスは蓋し蓮房の形がよく蜂房に似て居るから蜂巢ハチスと云ふのであらう。そしてこのハチスをハスと云ふのは萬葉集品物解七五に「後世に波須と云はその轉略なり」とある通りであらうから何れにしても波知須よりも波須の方が新しい事は明言出来る。そしてこの波須と云ふ言葉が現はれたのは何時頃からかと云ふとはつきりした事は無論判らないが

〔散木集上ノ四〕雨ふればはすのたち葉にゐる玉のたえずごぼるゝわが涙かな

〔爲忠朝臣百首夏池上蓮〕ひまもなくはすの浮葉はちかふれど夏もれいづる池の水浪

(同)

右

程もなく露はけぬれど千歳ふる龜こそ宿の池のはすはに

などに見え

枕草子にも出て居るが何分散文の事だから確かな事はわからぬ

伊呂波字類抄

卷の一

波之部はハチスノミ、ハチスノハ、ハチス

ノクキ、ハチスノチ、ハチスノハナ等八箇所でハチスと云つて居るが別に五六

荷

音何、ハチス、亦ハス俗

と云つてハチスにハスと云ふ俗語のある事を認めて居り字鏡集にもハスの語があるのである。そして名義抄は如何と云ふに卷の八の三丁にハチスと云ふ言葉が澤山出て居るが又

薮

ハスノハ

一ノ三一、一五

芍

ハスノミ

八ノ三、一六

蓮子

ハスノミ

七ノ六、九、一七

の如くハスと云ふ語も見えて居る。

射槩は和名抄

二ノ九

に漢語抄云射槩以久波止古路此間云阿無豆知と見えてゐる。

〔枝齊翁は阿無豆知と云ふ言葉が庵主に出て居ると云つて居られるが是れは明かに

誤解である。なる程増基法師

後撰集以下

の作と云はれて居る庵主の中遠江の日記にあ

ひすちと云ふ言葉があり群書類従本に據るとあひすちとなつて居る本もあると云

聚類名義抄に就いて

ふので、椽齊翁は其の中で自分の論を助けるに都合のよい、あむつちとある方を正しいものと考へてさて「庵主」に「阿無豆知」と云ふ言葉が出て居ると云はれたものであらうが、それは間違ひである。此の「いほぬし」ではあむつちもあむすちも皆誤寫であつて、あむしちが正しいのである。そしてあむしちは和名抄三の卷十六丁裏に「庵室俗云阿無之知」とあるものである事は云ふ迄もない。

むかしこもりてをこなひ侍し山里一本里作寺の火にやけて、ありしにもあらずなりてあむしちのまへにありしやまふきの草の中にまじりて云云

とある「いほぬし」の本文中の「庵室」を一本にあむつちとあるからと云つて射梁なやの事だと考へられた椽齊翁は此の所の本文をどう解釋せられたのであらう。随分案外な誤解と云はねばならぬ。瘦法師のこもつて居た山寺と射梁と何の關係があらう。そして和訓栞にはアムツチを解釋して「編土の義なるべし」と云つて居るが其の説に就いての是非の論はともかくも、此の語は後に聲音變化を生じてアヅチとなつた。で木工權頭爲忠朝臣家百首群書類從卷一七四に出て居る、備後守爲經が射場始を詠んだ歌にみかきもりつきしあづちにいつしかと今日こそまゝをかけはじめつれ

と見え伊呂波字類抄ハセニにも字鏡集にもアムツチと云ふ語は見えないでアヅチと

云ふのだけが見えて居る。そして名義抄にはアムツチが一つ、アヅチと云ふ語が六箇見えて居る。しかも字鏡集と同じ字をアツチと訓んで居るのである。

埠 (名 六ノ三 アツチ

城 (名 六ノ二 ミヤコ、アツチ、サカヒ 〇以下略

境 (名 六ノ三 アツチ

塞 (名 七ノ二 フサク、アツチ 〇以下略 (字鏡集部)

堀 (名 六ノ三 アヅチ

梁 (名 六ノ三 アムツチ

射梁 (名 六ノ三 イクハトコロ俗云アツチ

校齊翁はアツチをばアムツチの急呼だと云つて居られる。

名義抄に見えた言葉の中で和名抄に見えた言葉に比べて幾分新しいに相違ないと考へられるものゝ例を目に止まつたものだけを擧げて見ると大體右の通りである。かゝる例は探せばまだあるであらうが、そんなに澤山にならばたてなくとも右の數例だけでも、名義抄の訓の方が和名抄のよりも新しいものであると云ふ事従つて名義抄は和名抄よりも後に出来たものであるべき事は容易に首肯出来るで

類聚名義抄に就いて

あらう。但しそれも、名義抄にしても字類抄にしても字鏡集にしても一つとして著者の自筆本と云ふやうなものは無いのだから、轉寫本を相手にしてかれこれ論じても始まらないでは無いかと何所までも懷疑的態度をとる論者があるならば自分は何時とも云ひ得ない。懷疑的態度は考證學には缺く可らざるものであるとは云へ、そこで疑ひ出しては際限が無い。自分はそんなに迄疑ふ必要は無いと信するのである。

類聚名義抄に就いて

(五)

岡田 希雄

一〇

右に述べたやうな事實のほか、また名義抄には假字遣の誤りが無暗に澤山あると云ふ事も和名抄名義抄二書の時代的關係を定める材料としては注意すべきものであらう。名義抄には實に、フとウ、ハとワ、イとキ、オとヲ、ズとヅ、エとエ、ホとヲ、オの誤りがざらにあるのである。例はいくら多く挙げたところで始まらぬから第一卷のはじめの所から十丁迄の間から挙げる事とする。

佛一
七

ヲホキニス

倡二
ウ

イザナウ

仿一
八

ヲホツカナシ

任八
ウ

ヲホキナリ、ヲフ

佳二
二

ヲホイナリ

所以三
一

ユヘ、コノユヘニ

億二
六

ヲモフ、ヲモハカル

修三
八

ヲサム、ヲコナフ

類聚名義抄に就いて(五)

藝文

以^{ニウ}

モチウ、ユヘ、ヲモフ、ヲモンミレハ、オモヘラク

條^{三ウ}エタ
沈^{五オ}儷^{七ウ} ヨハシ仰^{五ウ}ヲホス
端^{七ウ}仰^{五ウ} ヒタヲモムキ俾^{六オ}ヲヨフ
傲^{七ウ} ヲコル、サハカシ傲^{七ウ}サイキル
像^{八オ} ヲモヒヤル儉^{八ウ}ナヲシ
催^{九オ} モヨヲス倨^{七ウ}ヲコル
俺^{十オ} ヲホイナリ債^{十ウ}ヲトス、ヲホセリ
僚^{十オ} ヲホヤケ

一體かゝる現象はどうして生じたものだらうか。名義抄を延喜以前の古書だと主張する人は言下に「理由も何もない、それは轉寫の際の誤寫に過ぎないのだ」と至極簡単に答へるであらう。そして自分とても無論其のやうな原因から生じたものも幾分かはあるだらうと云ふ事は認めるのである。建長に名義抄を書寫した沙彌顯慶が誤れる當時の假字遣を知らず、の中に用ゐて、正しかつた原本の面影を傷つけたやうな事もあるだらうし、又名義抄の和訓の注が總て片假字で書いてあつて其の片假字なるものは字形の甚だよく似寄つたものが多くあつて平假字に比して一層

寫し僻められ易い性質のものであるがために、就中フウ、ウヲオホ、エエ、ハワ等の如き字形の近似した字に於いては書寫の際の一寸した筆勢の具合で間違へられて行く事が理論上あり得べき事であるのを知つて居るからである。併し乍ら今建長三年の寫本を検するとフウ、ヲオホ、エエ、ハワ等の區別は豫想外に極めて嚴重明確であつて、これ位に紛はしい片假字の區別をこれ程までに書き分ける程の筆者顯慶は慈念の寫本から轉寫する際にも、決して不注意無雜作に書寫して假字の寫しひがめなどすべしとは考へられない。よしや寫しひがめをする如き事があるにしても其は必ず、極めて僅かであつたらうと考へさせるに充分なやうな状態にあるのである。顯慶はそれとしても慈念の方はどうであつたかと云ふに、是は何とも云へないのだが、併しこれ程の大部な書を謄寫する程の殊勝な心掛けの人だから此の人にしても、餘り非道い誤寫はせないであらう、たとひしても、普通の人がいや／＼乍ら寫す場合に比して誤寫の率の少なかるべきは容易に考へられる。要するに此のやうな譯だから、自分も名義抄の假字遣の誤りの甚だ多過ぎると云ふのは其の中の幾分は轉寫の際に生じたものもあるだらうと云ふ事はこれを否認はしないが併し名義抄の誤りの全部がそのやうな原因で生じたとは考へ得ない。誤りの幾分かは二度の轉寫の

無かつた作者の自筆草本にも既に存して居つた事を確信する。殊に次の諸例のやうに同じ語であつて屢々同じ誤りの繰返へされて居るのを見てはます／＼自分の考への支持せられ得る事を信じるのである。

ウルホスをウルラス

沃^{五ノ八}霍^{七ノ三}徽^{一ノ二}

で居るのがある、赤堀氏の語學叢書に收められてある行阿の假名文字

遣^六はまぐれ當りか知らないが正しい。

カヲルをカホル

薰^{八ノ八}句^{七ノ二}穢^{一ノ五}

なほ四卷二十五丁オ二七卷十四丁オ

四にもある假字文字遣^六

字鏡集はともに誤つて居る。

ウヅクマルをウズクマル

踞^{五ノ三}蹠^{五ノ四}

平他字類抄は踞蹠をウズクマルと

訓んで居り字鏡集にも屢々ウズクマルとなつて居る。伊呂波字類抄

五^{五ノ五}には二箇所見えて居るが何れも正しい。

コヲシをヨハシ

弱^{十ノ五}ウ^{五ノ四}五^七怯^{六ノ四}儼^{一ノ五}

なほ其の他^{四ノ十}にもある(伊呂

波字類抄

四^{四ノ七}

字鏡集、平他字類抄等皆誤つて居る。

ホノホをホノヲ

焰^{四ノ一}八^{八ノ三}

同じ所に字は違ふがも一つ、ホノヲがある(平他字類

抄は炎をホノヲと訓み伊呂波字類抄^{二ノ二}もさうである。字鏡集は正

邪兩様の訓があり、假名文字遣^{六二}は正しい。

アルヒハをアルイハ

詔^{五ノ三}年^{一ノ四}五^七〇^一、或^{九ノ廿}有^{九ノ四}九^{ノ四}平他字類抄は名義抄

と同じ伊呂波字類抄は本により異同あるらしいからはずきりした事は判らぬ。假名文字遣^{四二}は正しい。

マホルをマイル

詣^{五ノ三}遇^{九ノ二}進^{九ノ六}入^{十ノウ}チヘマイル^参〇^{十ノ五}ウ^五假名文字遣^{四九}伊呂

波字類抄^{六ノ一}ウ^八字鏡集等マイルと記して居る。

ナホ、ナホシをナヲ、ナヲシ

尙^{十ノ五}直^{一ノ四}ニ^ウ五[、]忠^{六ノ三}儉^{一ノ八}昆^{二ノ四}平他字類

抄は二箇書で誤り伊呂波字類抄^{五ノ一}は正しい。假名文字遣はなほ人^{六二}の時は正しくて「なをしの衣^十なをし^十」^真の時は間違つて居る。「なほ人」の正しいのも偶然であらう。

サヘギルをサイギル

徹^{一ノ七}激^{五ノ九}徹^{一ノ二}邀^{一ノ二}透^{一ノ二}遇^{一ノ二}遮^{一ノ二}越^{一ノ二}遄^{一ノ三}

行^{一ノ二}平他字類抄、伊呂波字類抄^{五ノ五}、六字鏡集^都等皆サイギルとある。コトワリ、コトワルをコトハリ、コトハル

法^{五ノ一}評^{五ノ二}許^{五ノ三}論^{五ノ三}釐^{十ノ五}考

西念寺本^{六ノ一}斷^{九ノ一}三載^{九ノ二}裁^{九ノ二}一^ウ七^里五^ウ五^{異體}の字でコトハル、コ

トハリとあるのもまだある。(伊呂波字類抄^{七ノ四}假名文字遣^{六九}平他字

類抄等何れもコトハリコトハルである。字鏡集にもコトハルが大分にある。

アヲをアハ 福五ノ一沫五ノ四瀾五ノ七泡五ノ七濤五ノ一沸五ノ一石流六ノ七黄六ノ七咄二ノ二伊呂

波字類抄九ノ一五字鏡集九ノ二平他字類抄九ノ三にもアハとある。

カワクをカハク 乾セノ七消五ノ一渚五ノ一湫五ノ二歇九ノ二曝九ノ四晞九ノ九干一ノ四元四ノ

燥四ノ一斫四ノ二煨四ノ二精四ノ二烜四ノ二伊呂波字類抄三ノ八字鏡集三ノ八平他字類

抄も亦さうである。

サワグをサハグ 關セノ三動八ノ四扇七ノ四字七ノ七藥三ノ六誼七ノ二躁七ノ三周章十ノ五森九

四二驕九ノ九攬三ノ二姦二ノ五なほ心部其の他にも此の例甚多い。(寂蓮法師

の筆と傳へられる治承二年賀茂歌合花七番判辭伊呂波字類抄八ノ四ハ八ノ五

六平他字類抄等何れもサハグであり字鏡集も大方さうなつて居る。

かゝる例は此の他にも擧げきれない程澤山ある。そしてこれらも皆轉寫の際に生じた誤寫だと手輕に云ひ去つてよかる可きものであらうか。自分はこれらの中の或るものは誤寫であるかも知れないと思ふが、しかし皆が皆までも誤寫だと考へる事は到底出来ない。だから

名義抄なる訓言假字づかひの違ひをさくあらす、比古婆衣四の巻八二頁

と云ひ又

其譯語間有不入假字格者、意原書不中、然後之轉寫者、馴當世之訛言而不覺其誤者也、試照篇中前後所譯之同語、及異本、離對之多歸其正矣、

と云ふ信友翁の説や

類聚名義抄……菅原是善卿作と云ひ傳へたれど確ならず、然れども假字遣ひいまだ亂れず、中に違ひたる處もあるは、誤寫なるべし、又古體の片假字を用ひたるを思へば延喜以前のものなるべし。

と云ふ小中村清矩博士の説には遺憾ながら賛同する事は出来ぬ。自分は名義抄中の假字遣の誤りの中には既に著者自らが誤りたるものゝ多かる可きを信するのである。ところで假字遣の誤りは何時頃から始まつたものであるかと云ふに、これに就いては文化四年に版行せられた鈴の屋門の市岡猛彦の雅言假字格に

假字遣ひの事大かた天曆の比よりあなたの書ともはみなたゞしくしてイキエエオヲの音また下につらなれるハヒフホとアイウエオ、ソキウエヲとのたぐひみたれ誤れる事一つもなし。

と云ひ又大矢透翁の音圖及手習詞歌考一四六頁にも云つてある通りに、大體に於いては天曆以前には假字遣の誤りと云ふものは無かつたやうである。但し新撰字鏡を見るとき、

贊

之忍反、上、黑髮長美、加美字留和之三ノ二
四ウハ

璫

且我佐可二反、上、鮮盛之良、阿佐也、加爾、又字留和志六ノ六
オウ

燐

于非、字悲二反、上、盛也、明良、且留、又字留和志、又佐加利爾、又加々也、久一ノ二
ウ三

嬋媛

上先官反、下字然反、美麗之良、爾保布、又字留和志、又於會與加爾一ノ二
四オセ

穆

力六反、早熟禾、和世、阿和享和本
六一オ

謠

盧充呼九二反、演也、×、二合鳴也、嘯也、又擾耳也、騷也、太和己止享和本二ウハ、×即の
所へ見出しの字がはい

也る

の六例の如きがあつて何れも假字遣が間違つて居る。して見ると新撰字鏡の當時即ち昌泰年中に於いても既に假字遣の間違ひが——さう澤山は無かつたにしても少し位はあつたらしく考へられるのであるから假字遣の誤りの生じた時代に關する從來の説とはやゝそぐはない事となる。併しこの六例については黒川春村翁の音韻考證の中に例のかはつた説明が見えて居るのである。それはどう云ふ説

明かと云ふに、翁はこれらの和字はワの音を現はす萬葉假字として用ゐられたものでは無くてハの假字に用ゐられて居るのだ、この和は喉音のワが唇音のハに通用せられたものに外ならぬと説明を下して居られるのだが、これも聲音學上から云つて尤もな説であつて、この説を繼承せられた木村正辭博士は萬葉集に

春日之霞時爾墨吉之岸爾出居而釣船之得乎良布見者………卷九

多知婆奈能登乎能多知波奈夜都代爾母安禮波和須禮自許乃多知婆奈乎 卷十八

乎久佐乎等乎具佐受家乎等斯乎布禰乃那良敝氏美禮波乎具佐可利馬利 卷十四

阿良之乎乃伊乎佐太波佐美牟可比多知可奈流麻之都美伊埜豆登阿我久流 卷二十
とある得乎良布通らふ登乎能多知波奈遠の橋斯乎布禰乃潮舟の伊乎佐太波佐美五
百矢手挟み等の假字遣の誤りや又常陸風土記に

宇志乎爾波多々牟止伊閉止潮には立たむと云へど

とあるなどをも、此の場合の乎は喉唇通用の例であつて、乎にホの音があるのだとして説明して萬葉集字音辨 證上卷三八耳居られるのである。併しながらよく考へて見ると此の説がどこ迄正しいかは疑問である。萬葉集の乎字は略解などの云つて居るやうに本字の誤りかも知れない、そして新撰字鏡の例で云へば和世阿和は天治本には單に和世と

あるのみであり、享和本でも新撰字鏡攷異の所謂甲本と云ふのには阿波とあるし、又太和己止も享和本に見えて居るだけであつて天治本には禰太己止と訓んで居るのであるからこれらには何か誤りが存すべき事が想像出来るのである。そしてこの二つを除いたあとの例は何れも字留和志と云ふ語の例のみだから或ひは此の語に限り新撰字鏡の著者が間違ひをしたのであるかも知れない。或ひはかゝる例は凡て春村翁の説の通りに喉唇二音の通用で説明せらる可きものであるかも知れない。こんな次第であるから萬葉集や新撰字鏡に見えた假字遣の誤りは少くとも二様に解釋せられるのであるが、併しかれこれ云はずに最初からこれを假字遣の間違ひと斷定して天曆以前にも假字遣の誤りがあつたらしい事——尤も極めて僅少だが——を想像したところで別に大した差支へもあるまい。ところが名義抄はどうであらうか、こんなに澤山無暗に假字遣の誤りが存するのである。であるから自分はこの事實をも、名義抄が和名抄の後のものたる可き事を證明する有力なる材料の一つと數へんとするのである。

以上述べたところ徒らに冗漫に流れたやうではあるが、兎に角名義抄が和名抄よりも後のものである事を證明し得たかと思ふのである。そしてこの類の事柄、即名

義抄が和名抄より後に出来た事を證明する材料はまだ一二無いではないと信ずるがそれは後に名義抄の出来た時代を推定する場合に述べる事があるから今は暫く預りにして置かう。さて名義抄が和名抄より後に出来たものなる以上は名義抄が和名抄を引用したところで別段あやしむに足らない事である。そして和名抄名義抄二書の關係は今となつてはこれを見出すのは大して困難では無い。以下二書の引用關係が如何なる状態であるかを覗いて見やう。

十一

國語學小史に據ると木村正辭博士は類聚名義抄には和名類聚抄に見えた語彙を悉く採り入れて居ると云つて居られたさうであるが、自分もかなり念入りに查べた結果、二書の語彙云ひ換へれば或る漢字に對する和訓が大部分は一致して居ることを知つたのである。但し皆が皆まで一致して居るかどうか其の邊のところまで明言出来る程は精密に查へあげては無い。ところで今この二書を比較して其の間の關係を説くに際しても到底例を悉く舉げつくす譯にも行かないのであるから便宜上主として名義抄十の卷の魚偏の部に見えたものに就いて例をあげ、必要に應じて

他の部からも例を採用することにする。

まづ名義抄に漢字と訓だけを擧げて居るもので和名抄に一致するものを取り出して見ると次の如くである。數字は右側は名義抄の丁數及び行數左側は例によりて箋注和名抄の卷數と丁數とである。俗體略體の字はなるべくこれを普通の字體に改め、なほ印刷に困難を來すやうな、普通に使用しない文字は出來るだけ書かないやうにしたことも例の通りである。

鰐魚	ハム	八ノ一八オ	鰐腹草	ウマギタシ	三ノ四三オ
鰐魚子	タコ	八ノ四八ウ	鯉魚	コヒ	三ノ二一ウ
年魚	サケ	一オ五八ノ二二オ	海即魚	チヌ	三オ、八ノ十オ
黄頰魚	シヒ	一オ八八ノ六オ	年魚	アユ	一オ五八ノ二八オ
細鱗魚	アユ	一オ七八ノ二七ウ	堅魚	カツヲ	一オ八八ノ六ウ
乞魚	コツヲ	一オ七八ノ七ウ	銀口魚	アユ	一オ七八ノ二七ウ
表魚	シミ	一オ六八ノ七六ウ	白魚	シミ	一オ六八ノ七六ウ
海樾魚	アミ	一オ六八ノ三二オ	赤魚	マス	一オ七八ノ二四オ
鰐魚	クロダヒ	一オ三八ノ九ウ	梳齒魚	アハカラ	一オ四八ノ一一ウ

海蛸子

タコ

七〇六
八ノ四八ウ

小蛸魚

チヒサキタコ
一云スルメ七〇七
八ノ四九ウ

そしてかゝる種類の例は名義抄全部十卷の中にざらにある。數多く擧げたところで仕方が無いから一隅を示すのみである。なはこの後の例とても其の通りである。但し餘り例も多くなくてしかも重要なものは出来る限り多くあげるのである。

三衣匣

サムエハコ

一ノ三三〇一
五ノ一一一〇

醜女

シヨメ
コ、メ二ノ三三三
一ノ四四ウ

防壁

タツツモ

六ノ二五ウ
六ノ六六ウ

水田

コナタ

二ノ五三ウ
一ノ七三ウ

失聲

ヒコエ

二ノ一〇五
二ノ五四〇

半矢河

キノウツホノ水
五ノ一〇八
十ノ一一二ウ

失意

コ、ロマドヒ

六ノ三八ウ
二ノ六九ウ

弄丸

タマトリ

四ノ一二〇
二ノ二ウ

窮鬼

イキズタマ

一ノ四二〇
一ノ四二〇

羊角

シロウリ

九ノ四七ウ
九ノ七四ウ

暴風

ハヤチ、又ノワ
キノカセ一ノ二六〇
一ノ二一〇

寒瓜

カツウリ

九ノ二ウ
九ノ七五ウ

疏瓦

ツ、ミガハラ

九ノ九〇三
三ノ一九ウ

外祖父

母方ノオホヂ
九ノ二六〇
一ノ一一七ウ

従舅

母方ノオホヂヲヂ
一ノ三三〇
一ノ一一九ウ

此の中で最後に擧げた二つの例の如きは「母方」二字を漢字で書いたことも一致して居る。

次に訓だけでは無くて音や反切までも一致するものがこれまた甚だ多い。

鯉 文

鯉 音遐エヒ

二ウ二
八ノ一四ウ

鯉 音騷アデ

二ウ三
八ノ一五オ

鯉 音堅カツヲ

二ウ四
八ノ六ウ

鯉 音附フナ

二ウ八
八ノ二二オ

鯉 音尋ワニ

四ウ六
八ノ四オ

鯉 音交サメ

二オ三
八ノ八オ

鯉 音容チ、カブリ

二オ二
八ノ二六オ

鯉 音夷アユ

二オ一
八ノ二七ウ

鯉 音會ナマス

四ウ一
四ノ五七ウ

鯉 音魚スナドリ

三オ八
五ノ六八ウ

鯉 奴落反ナマヅ

四オ六
八ノ二五オ

鯉 居媛反フカ

三ウ五
八ノ四ウ

鯉 音少ヒラ

四ウ一
八ノ一八ウ

鯉 子例反コノシロ

四ウ一
八ノ一八ウ

鯉(胡瓦反)鯉(胡關反)鯉(音虔皆鯉魚)

三ウ二、三
八ノ二二ウ

鯉 音盧ス、キ

三オ三
八ノ二三ウ

鯉 音枯セヒ

四ウ二
八ノ一六ウ

左に掲げるものは訓の文句中の漢字例へば松ノシルの松、や、漢文の注文例へば軾字の場合の車前也三字、柳の揚合の繫馬柱三字の如きもの(までも一致する)。

柱 音主又去、俗訛云トモシミ、トモシヒ

四ノ一九ウ一
四ノ一〇二ウ

軾 音式車前也、車ノトシキミ

九ノ四三オ
三ノ七二ウ

柳 五浪反、ヨセバシラ、繫馬柱

三ノ四二オ七
五ノ六一ウ

松藩 音猪、松ノシル

三ノ四三ウ六
一〇ノ一二〇ウ

舅 音白、シウト、母方ノヲヂ

一〇ノ三四ウー
二ノ一八オ

又次の例のごとくに、字音は一致し乍ら名義抄に見えて居る訓が和名抄に無いもの、又漢文の注文が幾分か異つて居るものがある。

鮑

三オ五
八ノ四六オ

ナマツ、マスの二訓は和名抄に見えず、

鰭

三ウ三
八ノ一八オ

ナヨシと云ふ訓は和名抄に見えず、

鯉

三ウ二
八ノ二一ウ

ナマツと云ふ訓は和名抄に見えず、

鯖

二オ六
八ノ一五ウ

サハ、シ、マ、コロラ、カセ、ニコヨシ等と云ふ訓は和名抄に無し、

鱈

二オ七
八ノ一五ウ

カセ、サバの二訓は和名抄に無し、

鮪

二オ五
四ノ五八ウ

名義抄には「スシ、魚身犬頭音如嬰兒」とあるが、願野王の説が引用

せられてある和名抄四ノ五とは全く注文が合はない、名義抄は或

ひは山海經北山經、百子金、書本三ノ四オに「又北二百里曰北嶽之山略」諸懷之水出焉

而西流注于囂水其中多鮪魚、々身而犬首、其音如嬰兒、食之已狂」と

あるのに據つたのではあるまいか。

そして此の種の例も亦中々夥しい

和名抄名義抄の兩方に見えて居る漢字を比較するのに主として音訓の方面から

類聚各縣抄に就いて(五)

査べて見ると先づざつと右の通りであるが、此の二書が何れも某々と云ふ漢土で出来た韻書や字書——若しくはそれ等のものに准せらる可き邦人の手に成りし著書——を参考したが爲めに、自然に音義が一致するやうになり、従つて訓も一致するに至つたのだと見られない事もないのだから、和名抄、名義抄二書の訓が全部一致するやうな事があるにしても、また漢文で書かれた注文がよく合ふ事があつたところで、たゞそれだけの事を理由として此の二書の間の引用關係を想像し、和名抄が親で名義抄は其の和名抄から生れた子であるなど、早合點してならない事は云ふ迄もない。そして同時にまたたとひ二書が音訓や漢文で書かれた注文を異にする如き事があるにしても、其の事から直ぐ二書の關係を否定する事があるならば、それも亦甚だ輕卒である。和名抄と、和名抄より後に出来た名義抄との間には何等かの關係のありさうである事は、うす／＼嗅き出せさうになつて來たやうではあるものゝ、さりとて兄弟關係(即ち一つの書があつて和名抄、名義抄の二書が共に其の書を引用して居る如き場合)であるか、孫引關係、和名抄を引用した某と云ふ書をまた名義抄が引用したと云ふやうな場合)であるか、それとも親子關係、名義抄が直接和名抄を引用した場合)であるかと云ふ事は、僅かこれ位の調査では中々見當がつきさうには思はれな

い。

ところがこゝに名義抄卷の十、二丁裏一行目に

鰮

侯怡二音 鰮魚 フク一云フクベ、中音夷イシアシ、
チ、カフリ、今云俗歟

とあるのを仔細に吟味するに、これは鰮と書いても鰮魚と書いてもともにフクまたはフクベと訓むのであると「中音夷」とあるのは中間に位して居る鰮字は音が夷であると云ふ事であり、又「今云俗歟」とあるのは、今案するに鰮字は鰮字の俗字かと云つて居るのである。云ふのだが鰮の音を示すのに侯怡二音と云つて居るのに注意を拂ふ必要がある。今箋注和名抄八九ノ一を檢するに

鰮魚

崔禹食經云鰮魚侯怡二音布久倍一云布久倍犯之則怒々則腹脹浮出水上者

とあつて侯怡二音と云ふ事も布久一云布久倍と云ふ事も何れも和名抄名義抄二書一致して居るのに氣が附く。ところで名義抄が二音と云ひ一云と云つて居るのは一體如何なる根據があつての事であらうか。本草和名四ノ二には鰮と云ふのは見て居ないのであつて鰮一字字はやゝ異つて居て鰮字とはなつて居ずに魚偏に追字えを書いてあるのだが印刷の便を思ひ鰮字で済まして置くだけ（案するに加字なり）を擧げて

鰮音翼之反性伏流在石間又有鰮略

○中和名知々加々布利（案するに加字なり）

と云つて居るのだから本草和名と名義抄とは少しも合はない。そして又鯨字の説明はどうであるかと云ふと二十五丁裏に、

鯨(胡溝反、犯即怒々、則腹脹浮出水上、出崔禹)和名布久(腹字原本には「久」に「長」が書い、てある字だが便宜上改む)

とあるだけで鯨鯨もしくは鯨鯨魚と云ふ語も見えないし、又單に布久と云ふ訓を一つ擧げて居るのみであつて布久倍と云ふ訓をも載せてない。本草和名の著者は一つの動物或ひは植物の名で和名が二つまたは二つ以上あるものは一々丁寧に記して居るのであるが布久に就いては布久を擧げたゞけで布久倍を擧げて居ない、して見ると布久と云ふ語から出來たらしい布久倍と云ふ語は、和名抄より約三十餘年前の本草和名の頃には未だ無かつたのであらうと思はれる。そして名義抄にはフク、フクベの二語も注してあるのであつて、名義抄と本草和名とは漢名から云つても和名から見ても一致して居ないのであるから、名義抄は他の點に於いてはいざ知らず、フグの事では本草和名と沒交渉であると云ふ結論を得るのである。さてさうなると云ふと名義抄に二音と云ひ一云と云つて居るのは抑も何に基いたのか、と云ふ疑問に對しては直ぐ自分には、或ひは名義抄は崔禹錫の食經が若しくは和名抄かのどちらかに據つたものではあるまいかと云ふ考へが浮ぶ。即ち鯨鯨と云ふ魚の名は

崔禹錫の食經にも見えて居るのだから或ひは其の食經に侯怡二音と云ふ注があつて名義抄もそれによりて音を記し一方では當時フク、フクベの二語が行はれてあつたので此の二名を饌經に對する和名として書きつけたものでは無からうかと云ふ考へが浮ぶ。でかうなるとどうしても其の食經を一應吟味してそこに侯怡二音とあるかどうかを確かめたくないのであるが、遺憾ながら崔禹錫の食經は日本國見在書目録や隋書に其の名を残したゞけで亡びてしまつたのだから確かめやうが無いのである。併し乍ら和名抄に引用せられてある七十條に近い食經の斷片を綜合して想像をして見るに此の書には音の注が存して居たとも思へない、其の上に又別に注釋書があつた譯でも無いらしいから、此の書に侯怡二音と云ふ音の注があつて名義抄がそれを引用したのであると云ふ理由はまづ見附らない。然らば名義抄は何に據つたと見たら穩當であらうか。一體饌字は即ち飴字であるが、饌注和名抄の言ふ所によると饌字は説文にも無い字で後の人が諧聲により作つた字であると云ふ事だが、其の當否はさておき、新撰字鏡九ノミは饌字の音を與之反但し訓義は見えぬと云つて居る一方では又飴鮓を一緒に擧げて勅大反大槻文彦博士の盡力で出版せられた版本に勅丈反となつて居り、鈴鹿文學士秘藏の寫本天治書寫の原本を影寫したものを影寫した當大學國語

研究室所藏の寫本に勅文反とあるのは何れも誤りである。と注して居る。九ノ五オ一、但し壽也老也とあつて河豚と云ふ事は見えないと云ふ具合であつて鯉字は怡と發音せられると云ふ事にも限つて居ないのであるが名義抄と和名抄とはこれを怡と發音する事に於いて一致して居る。

侯怡と云ふ事及び二音と云ふ事が一致して居るのみならずフク一云フクベとある事さへ一致して居るのである。そして名義抄は鯉鯉の事に就いて記すのに他の參考書を見たらしい形跡も積極的に見出せない、其の上和名抄の後に出來たと云ふ以上は此の二書の間にこそ引用關係——孫引關係かそれとも親子關係であるかはまだ明言出來ないが——があるのでは無からうかと云ふ疑問は起らないであらうか。なほこれと似た同じやうな例をも一つ挙げよう。

鰻鰻 音蠻縹二音 ハジカミイヲ音 謾黎

二〇ノ三オ七

鰻鰻は本草和名下卷二〇に仁詣の本草音義これ日本國見在書目錄や和名抄に其名や斷片が見えて實物は亡ぶを引いて鰻は莫安反

鰻は力號反と云つて居るだけであり、康熙字典に引用せられてある韻書や字書にも

又新撰字鏡九ノ二ウ六にもこの二字の音を蠻縹と簡單に示しては居ない、まして蠻縹二

音とあるのは餘り見あたらない、唯一つ和名抄九ウ一に

本草云鰻鰻魚蠻縹二音、波之加美伊乎。

とあるだけらしい。そして本草や其の注釋書類も、自分の查べる事の出來た範圍内では、蠻繹若しくは蠻繹二音で音を示したものは無い、尤も例の諸種の參考書を博く涉獵してあるところの本草綱目を見ると、著者の李時珍が「舊注音漫黎」と注しては居るが、それさへ名義抄に「謾黎」とあるのとは一致せない位である。——これは或ひは謾漫二字は、篇が草書で書かれた場合によく似た形となるのでどちらか一方が正しくて他方が悪いのかも知れぬ。——して見ると云ふと、和名抄に蠻繹二音とあるのは順朝臣が私案を以て注したものと見る可きものでは無からうか。若し此の假定にして正しい時は、名義抄にもこの事が見えて居る事を理由として、二書の間になりに親しい引用關係のあるのを認めなければなるまい。

次に又卷の十九丁表三行目に

螻蛄 婁姑二音、ケラ

と見えて居る。そして婁姑二音と云ふ事は、和名抄スノ九四ガとは一致するが、本草和名とは一致しない。蓋し本草和名には、

螻蛄 仁謂螻
蟥二音 一名惠姑 ○中
略 一名碩鼠 有五能者
出古今注 和名介良

とあるからである。ところで是も名義抄が本草和名若しくは仁謂の本草音義を見

たならば音は樓狐二音と書いて殊更必要も理由も無いのにひとり異をたて、婁姑二音と書くやうな事もしないであらうと考へられるからどう考へても名義抄は本草和名や支那で出来た仁詣の著書を見たのでは無くて、實は和名抄を見たものであらう、それも恐く孫引ではなくて直接に引用したものであらうと想像するほかはない。

さて何々二音と云ふ例をば、澤山ある中から少々記して見よう。

蕪菁 武青二音 アヲナ 八ノ七オ四
九ノ三八オ (本草和名 下ノ三
五ウ に蕪仁詣音無、崔禹晉武)

檣櫟 響保二音 ムツキ 六ノ七一ウ
四ノ一六オ

琥珀 虎伯二音 俗音クハク 六ノ八オ
三ノ八八オ

瑠璃 流離二音 俗云ルリ 六ノ八オ三
三ノ八六オ (李時珍曰、漢書作流離言其流光陸離也)

琵琶 毗婆二音 俗云ヒワ 六ノ八オ四
六ノ五オ

桔梗 結鯁二音 アリノヒフキ 三ノ五二ウ
十ノ四ウ

芭蕉 巴焦二音 ハセヲハ 八ノ二二オ一
十ノ九ウ

鉄鉞 府越二音 マツカリ 八ノ六一ウ四
五ノ四一オ

蜘蛛 知誅二音 クモ 十ノ十ウ六
八ノ八八オ

勝脱 旁光二音 ユバリブクロ 二ノ五九オ二
二ノ三七ウ

艦艦 蒙衝二音 又並去聲 イクサブネ 三ノ二オ六
三ノ五九オ六

苞苴 包且二音 オホニへ俗云 アラマキ 八ノ五オ三
六ノ三五ウ

但し名義抄に何々二音とある漢字の中には和名抄に見えないものも極めて多い。

飯餉 提胡二音 八ノ五
三オ

最眞 儲呬二音 トチカオニシ 三ノ七
オ八

錫鎗 鳥育二音 八ノ六
四オ三

玫瑰 枚廻二音 キラ、アヤシ 六ノ一
オ一

琬琰 遠掩二音 タマ 六ノ七
ウ三一

琅玕 良干二音 六ノ
オ八

又

磬 奴怒二音 碌石可爲矢鏃 六ノ一
オ七

珏 紅江二音 玉名 六ノ九
オ六

蘅 行杏二音 杜——藥名 八ノ一
六オ

襍 蜀屬二音 ソデ 六ノ七
一ウ八

泥 泥禰二音 地名又昆音 六ノ二
六ウ七

組 敷符二音 布 六ノ六
六オ三

の如く一字に某々二音と注してある字も随分澤山にあるが、これらの字も和名抄に

は見えて居ない。だが既に云つた通りに名義抄は和名抄とは性質が全然異なり、純然たる漢和字書であつて従つて漢字の種類も到底比較が出来ない程多いのである。だから此の二書が皆まで一致せなくとも別に不思議とする事は無いのである。だから又かゝる事實がある事を理由として和名抄名義抄二書の間に引用關係が全然無いのだなども云へないのである。

漢字の音を示す場合に今あげたやうな何々二音と云ふ例の外にまた一音何と云ふ書き方もある。例へば

名は名義抄の畧
和は和名抄の畧

鉢 (名一〇ノ和八ノ二) 音末、一音蔑、カマツカ

棺 (名三ノ五和六ノ七) 音官、一音貫ヒトキ (又ヒツキ) (廣韻四ノ三三オ)
に音官とある

杉 (名四ノ七) 音杉、一音纖、スギ、楓非 (廣韻二ノ五〇オ)
に音注がしてない

(和九六ウ) 音杉、一音纖、須岐、見日本紀私記今案俗用楓字非也、楓、於粉反、柱也、見唐

韻

畜 (名二ノ五) 音宙、一音救、ケタモノ、又許六反又丑六反、吳音竹、又菊 (廣韻は丑六
六ウ一)

(和七ノ五) 音宙、一音救、介多毛乃

蟾蜍 (名一〇ノ和八ノ八) 占徐二音ヒキ、上ヒキ、下一音余 (廣韻一ノ三二ウに釋
魚切又音余とある)

蝗

(名^{十ノ一}和^{八ノ九})古孟反、一音皇、オホネムシ(廣韻二ノ二六オは音を示さず)

箇

(名^{八ノ三}三^三音同、一音棟、ツツ俗用去聲(廣韻一ノ八オは音を示さず))(和^{一〇ノ}五^五)音同音棟、俗用去聲

罍

(名^{九ノ五}五^五)音重、一音衝、車ノアミ(廣韻一ノ八オには事よ網又音衝とある)(和^{六ノ七}六^六)音重、一音衝、車乃阿美

箴

(名^{八ノ三}三^三和^{五ノ六}七^七)音奴、トリコ(廣韻二ノ八ウに乃胡切とある)

鐔

(名^{八ノ六}六^六和^{五ノ四}五^五)音尋、一音潭、ツミハ(廣韻一ノ四三ウに覃澤二音、又四六オに音尋と見えて居る)

鎗

(名^{八ノ六}六^六和^{五ノ九}九^九)音貫、一音管、タ、ラ(廣韻四ノ三三オにハ音の注がない)

の如きものがそれであるが、此の様な現象の生じた原因を考察して見ると、例によつて、和名抄名義抄の二書が同一の書を参考書として著はされたが爲めではあるまいかと云ふ事が先づ考へられる。先き程述べた、鯨鯨二字の音を候怡二音と云ふ風に示す事は、元來鯨鯨と云ふやうな熟字が普通の韻書や字書に掲載せらる可き性質のものでは無いのだから、従つて、某々の二字を擧げて其の音を某々二音と云ふ風に示す事は、まづ普通の韻書や字書には無い事だと云つても可いが、其れに反して某と云ふ一字を擧げて其の音を一音何と云つて示す事は普通の字書や韻書にも有り得る

事だと考へられる、だから和名抄と名義抄とが何れも、音を注するのに一音何と云ふ形式をとつて居る某と云ふ書を参考したと云ふやうな事情がある爲め、二書が一音何と云ふ事で一致すると云ふ現象が生じても當然の事である、そして其のやうな字書や韻書の一つとして唐韻の如きは、和名抄にも盛んに引用せられてある——和名抄に唐韻の名は四百三十條程見えて居る——のだから名義抄の著者も大いにこれを引用したかも知れぬ、一音何と云ふ事以外の字音に就いて見ても和名抄名義抄の二書はよく一致して居るのだから或ひは名義抄も唐韻を見たのかも知れぬと云ふ事が容易に考へられる。そして又それはいかにも理窟に合つた觀察と云へるのである。だが併し其の唐韻までも今日では既に亡びてしまつて居てこの推測を確める術も無いのである。但し唐代の古寫本で光緒戊申即ち明治四十一年に上梓せられた唐韻の殘簡僅かに四十四葉しか無いを檢するに唐韻には成程何々二音と云ふ事例へば、跡を留めた二音非を妃斐二音、鞠を菊麴二音、射を神夜反又亦夜反二音、鴈を摺獵二音或ひは骨摺二音と注して居る）もあるが例は極めて尠少である、侯怡二音、裴姑二音の例の如きは見當らぬ又音を一つの字音で示して居る例になるとかなりあるが、併し一音何と云ふ書き方は無い。又音の注の皆目無い物さへも極めて多いのである。今さきに舉げた名義抄で一音何と云

ふ形式で音が注せられてある字を、其の殘簡唐韻に比較して見ると、まづ楷館の二字は唐韻の方では音に就いての注文が無い、又審字は丑救反、許郁反丑六反唐韻には丑六切だけがある、新撰字鏡六ノ一〇オに許陸反とあるとあつて名義抄のやうに音宙一音救とは云つて居ない、蝗字も戸孟反又音皇とあつて反切がやゝあはぬ、唐韻字典に見ると唐韻として胡光切、又唐韻古音として戸音切とあり、新撰字鏡八ノ二一ウ七には此の字を舉げて單に古流と注して居る、簋字は唐韻では注文が一部分消えたりなんかして居つて注文の幾分は判らないが、名義抄に音奴とある所が音怒となつて居る事だけは確かな事實である。こんな具合であつて名義抄と唐韻とは一致しないのであるから他の所はさておき一音何の事に就いて云ふと、名義抄と唐韻とは全く縁が無いものである、二音何の例では無いが、鰥館の如き字も名義抄にはそれゝ音も注して居るが唐韻には單に魚名とあるだけの事である。引用關係は全然認められないのである。では名義抄は唐韻以外のどんな書物を見たのであらうかと云ふに要するに判らないのである。廣韻とも没交渉である事は云ふ迄もない。

しかし、名義抄は和名抄よりも時代が後れて出来たものであり、和名抄には漢字の音訓や意義を注してあるのだから名義抄の著者にとつては、漢土で出来た字書や韻書を參考するのに比して和名抄を見る方が、比較にならぬ程便利で手取早くあつた

に相違ないと考へられる。そして此の事は従つて名義抄の著者が和名抄を見たかも知れないと云ふ事を考へさせるに充分である。所で一方漢字の音訓は此の二書で大部分合ふ、そののみか一音何と云ふ事も合ふ、殊に和名抄に見えて居る五十條に近い一音何と云ふのは、約十條がやゝ合はないのを除けばあとは皆合ふと云ふ事實があるのだから、別に積極的な確かな理由がこれ以外に無くとも、自分は名義抄と唐韻や廣韻との關係を考へないで、名義抄と和名抄との關係換言すれば名義抄は和名抄を見たであらうと云ふ事を想像するのである。

類聚名義抄に就いて(六)

岡田 希雄

一一

和名抄には訓を示すのに「俗云」としてあげて居る場合が多い。例を挙げると

魚ハノニウ

文字集略云魚語居反、字平俗云伊手

水中連行蟲之惣名也

王餘魚ハノナオ

朱厓記云南海有王餘魚加良衣比、俗云加禮比

昔越王作鱸不盡餘半棄水因以半身

爲魚故名曰王餘魚也

鱗ハノ三一オ

唐韵云鱗音隣、伊路久都俗云伊侶古

魚甲也文字集略云龍魚屬之衣曰鱗也

鰭ハノ三二オ

文選注云鰭音者、破太、俗云比禮

魚背上鰓也○以下略

と云ふが如きがそれであるが名義抄にもかゝる例が多い。現に右に掲げた魚字に關するものは何れも名義抄魚偏のところに見えて居るのである。

魚ニオ

語居反、ウヲ、俗云イヲ和キヨ、又コウ

王餘魚三オ

カラエヒ、俗云カレヒ

鱗五ニオ

音隣、イロクヅ、俗云イロコ、コヒ、イルカ、アカル

鰭六ニオ

音蒼、ハタ俗云ヒレ、トミ

一體和名抄に見えて居る俗何と云ふ場合の俗は何れも世俗の意味であつて従つて俗云と云ふのは俗語ではかくく云つて居ると云ふ意味であるから——吉澤先生は和名抄の俗云は古くからある雅正なる語に對して新しく生じた轉訛語を意味して居るのだと云つて居られる——和名抄よりも後に出來たところの名義抄の頃にも、もとより此の區別即ち雅正なる語と新しく生じて世俗に普通に使用せられて居る轉訛語との區別もあつて差支へ無い譯だから名義抄に「俗云」と云ふ事が見えて居つても別に怪しむに足らないのである。現に治承元年に筆記せられた藤原教長の古今集注や文治二年に出來た顯昭の古今集注も

○世俗ニハ、ウタテトイフハマサナシトイフマサナキハ無慙ナリ教長注 五ニウ

○ツキクサハツユクサナリコレイロノウツリヤスキモノナレバコトモノニウツルトモソレマテタ、コロモヲコレニスラムトナリ世俗ニハ、ウツシハナトイヘ

リソレモコノ心ナルヘシ 同右七
三オ

○ スサムトハモテアツビ興ズルライフ也ヤマタカミ人モ不興又花ト云也世俗ハ

詞ニハ不興ヲスサムトイヘリ 顯昭注
九頁上

○ 世俗ハ詞ニモサマデナキコトニモアラキ人ヲバヒトニクシト云也 同右八
八頁上

と云ふ風に云つて當時の俗語に注意を拂つて居るのである。

しかし又考へて見ると、ヒレイロコの如き用例の極めて少いものはさておき、イヲと云ふ語について云ふと、名義抄にやゝ後れて出たと考へられる——名義抄の時代はまだ明白には云へないが既に一寸云つた通り大體鎌倉時代の初期か若しくはもう少し古ければ平安朝末期らしく考へられる——字鏡集にはウヲと云ふ語が見えて居るのが僅か十一例であるのに反してイヲは四十五例も出て居る位だから なほ字鏡集にはカラエヒ、ハタと云ふ語は無くても、ヒレと云ふだけが出て居るウヲよりもイヲの方が盛に用ゐられた事が想像せられる、そしてそんなにイヲと云ふ語がウヲよりも普遍的である以上は特に「俗云」とことわる必要も無いやうに考へられる。但し當時に於てもやはりイヲはウヲと云ふのに比しては雅正で無い俗語として取扱はれて居つたと見るならば名義抄に「俗云」と云つてもこれを答める理由も見つからないのだが、それにしても、若し、イヲがウヲの俗居

語として、ヅヲから區別せられ、又同じやうに、イロコ、カレヒ、ヒレが俗語として、イロク
ヅ、カラエヒ、ハタからそれ〴〵區別せられなければならないと云ふのならば、

鯉一〇ノ
五オニ

音昆魚子〇中イヲコ、ウヲノコ

石檀三ノ四
二オ四

トネリコノキ一云タムキ、タモノキ本草和名上ノ五
六ウ九に秦皮一名石檀云々

和名止禰利古乃岐一名多牟岐、和名抄一〇ノ一
六オに止禰利古乃岐、一云太無

岐、同廣本に止禰利古乃岐一云太無乃岐、又伊呂波字類抄四ノ一
五ウ四にタツノ

キ、ト子リコノ木と見えて居るがこれから考へると、タムキからタムノ

キが生じ、さて又其のタムノキから名義抄に見えて居るやうなタモノ

キが生じ、又一方字音便で字類抄に出て居るやうなタウノキとなつた

ものであらう。タムノキからタモノキ、タツノキが生じるのは何れも

尤もな聲音變化である。なほ信友翁は動植名彙四ノ二
二頁の中で、信友按にタ

ムノキ檀の音歟と云つて居られるがこれはまだ〴〵研究する餘地が

あらうと思ふ。と云ふのは、檀字の音は保延二年三月十八日に源實俊

が「書了」つたところの法華經單字や名義抄三ノ四
二オ三に梅檀梵語は Candana と

云ふ事であるの字音を注してセムダムと云つて居るから、保延二年に

藝

文

四二

は既に檀字にダム dan の音があつた事が考へられるが、實はそれは正しき音ではないのであつて、檀字の正しき音は男信下 dan 又は tan である (dan 或ひは tan では無いのだ) 深威攝の字ならば dan 又は tan であつてよいのである。従つて檀字を正しく發音して居る時代には此の字の字音から太無岐、若しくは太無乃岐と云ふやうな名稱が生れる道理が無い。そして和名抄を見ると梅檀については仙壇二音此間云善短と云つて居つて sendan と正しく發音して居た事に疑ひがないから仙善短何れも山攝の字である。この和名抄の出來た時代に於てさへ檀字から太無岐、太無乃岐と云ふ名稱が生れる筈がない、ましてこれよりも古い本草和名にも既に見えて居る以上、太無岐が檀字の字音から來たと云ふ事は甚だ疑はしいのである。

針魚 一〇ノ

★四

ハリヲ一云ヨロト(本草和名下ノ二に與呂都、又和名抄ハノ一には與呂豆とある。ともにヨロツである)

又既に述べた事のある

細魚

ウルリ一云ウルリコ

硯 ス、リ、スミスリ

砧 キヌタ

狗尾草 エヌコグサ

狐 キツネ、クツネ

鋸 ノコギリ、ノホギリ

蓮子 ハスノミ

の如き場合のイヲコ、タモノキ、ウルリ、ヨロト、ス、リ、キヌタ、エヌコグサ、クツネ、ノコギリ、ハスのやうな語も亦「俗云」とせられなければならない筈のものでは無からうか。理論上から云ふならば、これらも亦「俗云」か或ひはこれに類した斷り書きが附せられなければならない筈である。ところがそれらに就いては別に「俗云」とも何とも云はないで居り乍ら、今の魚偏の部のものゝ如くに、和名抄に「俗云」となつて居るものだけを特に、名義抄でも「俗云」と云ふ斷り書きを添へて居ると云ふのはかなり奇態であつて、そこに何等かの意味の存すべきを暗示して居る事が想像出来る。なほ云ふならば魚鱗、鰭三字の音の注しざまも和名抄の方で反切で示してあるものは名義抄でもさうなつて居り、一字の音で示してあるものはこれ亦名義抄でも其の通りになつて

居るのである事を見れば和名抄名義抄の間に密接な關係のあるらしい事が容易にうなづかれる。

そしてこの「俗云」とある例も亦澤山ある。少し舉げて見ると云ふと右は名義抄
左は和名抄

雨水 七ノ三三オ八 俗云ヒフル

天探女 一ノ四三ウ三 アマノサクメ俗云アマザクメ

庵室 七ノ四六オ六 俗云アムシチ

草履 七ノ四六オ六 俗云サウリ

臂 二ノ六八ウ三 俗云キサラキ

果 三ノ五四ウ七 コノミ俗云クダ物

纓 六ノ六五オ七 俗云エンビ

頭風 三ノ一〇オ八 カシライタキヤマヒ俗云ヅノツ

鉦鼓 八ノ六四ウ一 俗云シヤウコ

跟 五ノ四一ウ六 クヒス俗云キビス

翳 八ノ四八ウ八 俗云ハツ、

櫻櫚 三ノ四四ウ三 俗云シユウロ

苞苴

八ノ五オニ
六ノ三五ウ

包書ニ音オホニヘ俗云アラマキ

罍

五ノ三七オ九
二ノ四三ウ

ツフナキ俗云ツフ、シ

稻魂

一ノ四〇ウ

ウケノミタマ俗云ウカノミタマ

鎖子

八ノ六九オ八
六ノ七一ウ俗云チンシ
俗音陳子

孔雀

九ノ六八ウ六
七ノ二ウ俗云クウシヤク
俗云音宮尺

雙

八ノ三六ウ一
六ノ六〇オ俗云本音之重、ワク（殊に注意を引く）
（ころの例である）

鼯鼠

十ノ二一ウ七
六ノ六八オ

モミ俗云ムサ、ビ

痔

七ノ六一ウ七
二ノ六四ウデノヤマヒ俗云シノヤマヒ（按ずるにシリノヤマヒの誤りであらう）

のやうな例がある。又「俗云」の「俗」と大體似た「此間」と云ふ語を使用した「此間音」「此間云」などゝ云ふ斷り書きが和名抄名義抄の二書で一致して居る場合がある。

塞

五ノ三七オ七
二ノ六一ウ

音犬、アシナヘ、此間云ナヘグ

醍醐

十ノ二九ウ三
四ノ九二オ

啼胡二音、此間音ダイゴ

意錢

八ノ六五ウ八
二ノ一〇一ウ

此間云ゼニウチ

鉸具

八ノ六二ウ三
四ノ二三ウ此間云カコ（鉸の音を一音數と云つて居る事も一致して居る、唐韻や廣韻四ノ三九オにはこの字は見えて居ても音は注してないのである）

種

八ノ五二オ八
六ノ六九オ

他敢反、此間名如字

類聚名義抄に就いて（六）